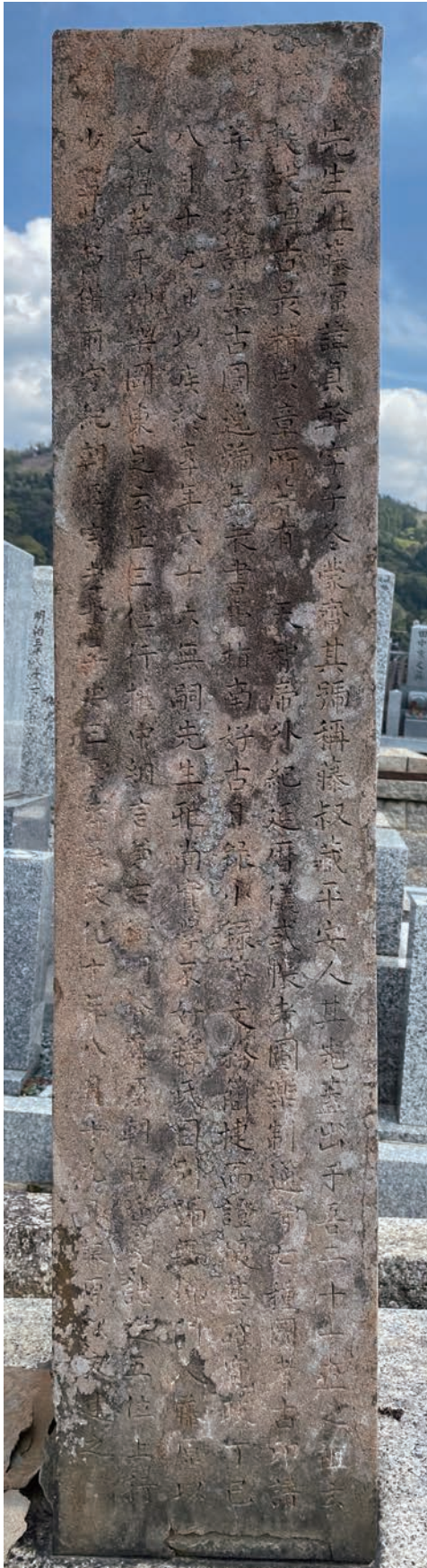




口絵1 黒川古文化研究所所蔵「無佛齊古瓦譜」抄 (番号は図1に対応)

1 表紙 2 第1丁右頁「無佛齊古瓦譜」付箋と蔵書印 5 第2丁左頁 12 第6丁右頁「外記庁」紫褐色料瓦



藤原貞幹の墓は、真如堂の北、吉田山東麓の神楽岡墓地にある。高さ1m強、方柱形墓碑の南面に大きく「無佛齋先生之墓」と篆書し、西面に6行にわたって「先生姓藤原、諱貞幹、字子冬。蒙齋其號、稱藤叔藏。平安人、其先蓋出于吾二十一世之祖云／敦敏博古、最精典章。所著有、天智帝外記・延暦儀式帳考圖・樂制通考・七種圖考・古印譜／并考・錢譜・集古図・逸號年表・書學指南・好古日録小録等。文務簡捷而證據甚確。寛政丁巳／八月十九日以疾終、享年六十六。無嗣。先生雅尚實學、不好釋氏。因別號無佛。門人藤原以／文、禮葬于神楽岡東足云。正三位行權中納言兼右衛門督藤原朝臣資愛誌、從五位上行／少監物兼備前守紀朝臣宗孝書、平安三雲孝篆、文化十年八月十九日藤原以文建之」(／は行替位置、句読点と中黒は新たに加えた)の銘を刻む。貞幹の死後間もなく建てた墓碑を作り替えたとする説もあるが、藤原以文の告文が言う「命石工改刻修造遂功」が文化13年のことなので、17回忌に建碑したと考えられる。碑銘には、藤原貞幹の号・字名として、無佛齋・蒙齋・子冬・藤叔藏の名があるが、福千財や源高美・路雅言の名はない。同好の人士が貞幹を引用するときも、後者を用いた例はない。『仏刹古瓦譜』のペンネームが、碑銘にある「不好釋氏」の理由で貞幹が使った偽名とする根拠である。墓碑は銘のない北面が著しく剥落している。近世考古学史を語る重要資料で、保存措置が望まれる。

口絵2 貞幹墓碑(左京区浄土寺下馬場町神楽岡墓地)

「館藏品研究」黒川古文化研究所所蔵の「無佛齊古瓦譜」について

上原 真人

はじめに

黒川古文化研究所には、刀剣・鏡・銅器・錢貨・藩札・陶磁器・仏教美術・書画・染織・瓦など、各種の古美術品・考古資料・文化財が多数収蔵されており、まだ私には全貌が把握できない。目録「西村・菅井一九八七」を見ただけで私にも理解できる瓦を例に挙げれば、奈良県下、京都・大阪府下の著名寺院を中心に、一部朝鮮瓦を含む日本各地の出土古瓦を雑然と含み、出土資料というより採集資料、特定収集家の手になるといふより業者が仲介した資料の感が強い。業者が仲介すると、出土地や出土状況の情報が不確実となり、学術的に研究する上での限界をとまなうが、一〇〇〇点を越える瓦は、時代や地域が限定される行政発掘資料と異なり、広範囲に特徴を比較検討する研究者には有効な資料となる。ただし、所蔵古瓦資料には、松平定信（一七五八～一八二九年）が蒐集した「旧松平樂翁公所蔵品」が含まれ、日本の古瓦研究史の第一頁を飾っている。

実物以外の日本の古瓦研究史を検討する資料として、拓本が一三件登録されている。住田正一『国分寺古瓦拓本集』（昭和九年）などは、噂には聞いていたが、大学図書館でも見たことがない超稀覯本である。そのなか

に瓦拓影二〇点からなる藤原貞幹（一七三二～九七年）の「無佛齊古瓦譜」がある（図1・口絵1、以下「本書」と呼ぶ）。

本書は作者名も自序も欠くが、貞幹が自ら採拓した瓦拓影集と証明できる。ただし、各地の公立図書館や大学・博物館等が所蔵する貞幹『古瓦譜』『仏利古瓦譜』『古瓦譜附録』あるいは『古瓦譜』と『仏利古瓦譜』の合本（以下、これらを貞幹『古瓦譜』と総称し比較検討するが、本書に収録された瓦拓影は宮殿関係瓦だけなので、独立した『仏利古瓦譜』は比較対象にならない）に「無佛齊古瓦譜」の書名を付したものはなく、体裁も本書と異なる。本稿は本書を紹介し、その特徴と意義を明らかにすることを第一の目的とする。

貞幹『古瓦譜』の序文等に年紀があれば、安永五（一七七六）年がほとんどで、明和四（一七六七）年の年紀がある大阪府立中之島図書館本は例外である「福永一九七五」。一つ一つ手拓するので同じものではなく、同好の士に配布あるいは販売する目的で製作したと考えられている「清野一九四四」。異本は一〇〇、二〇〇あるいは三〇〇におよぶとされ、現在も古書展で貞幹『古瓦譜』が出ることもある。

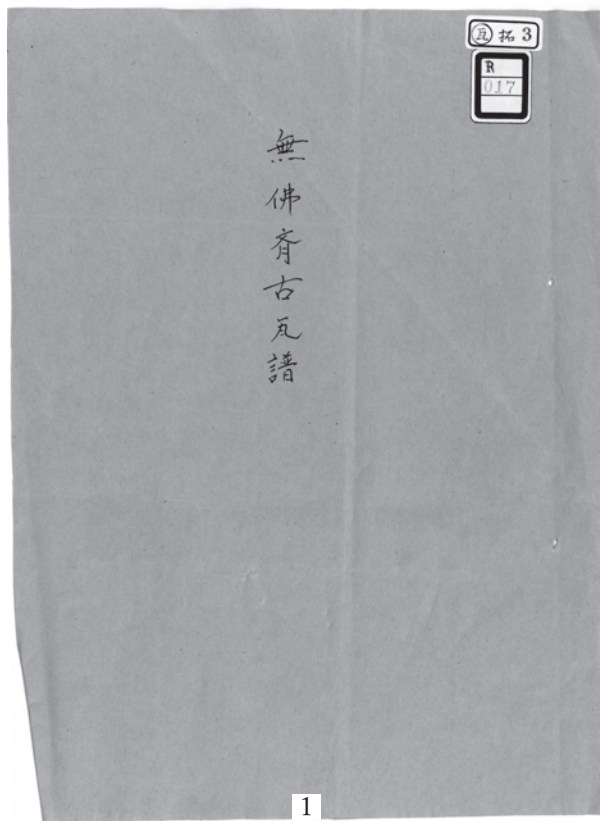
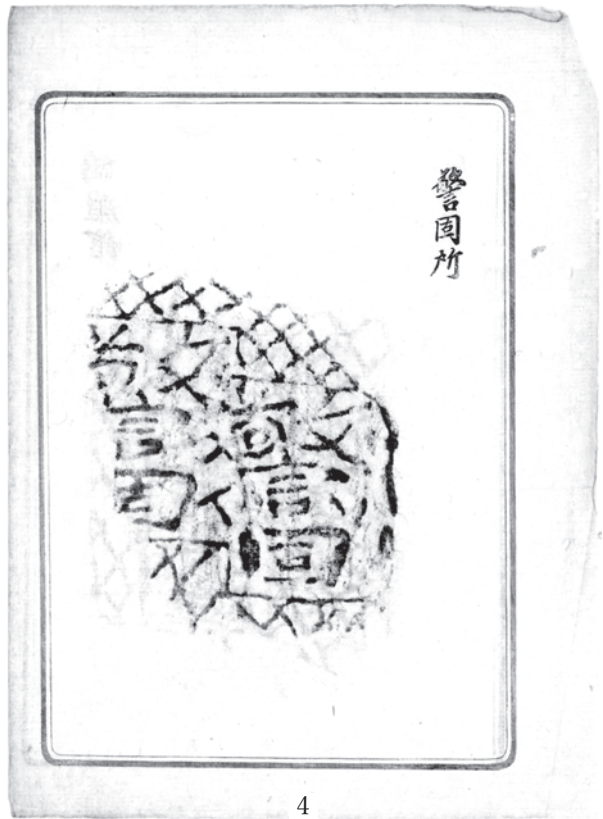
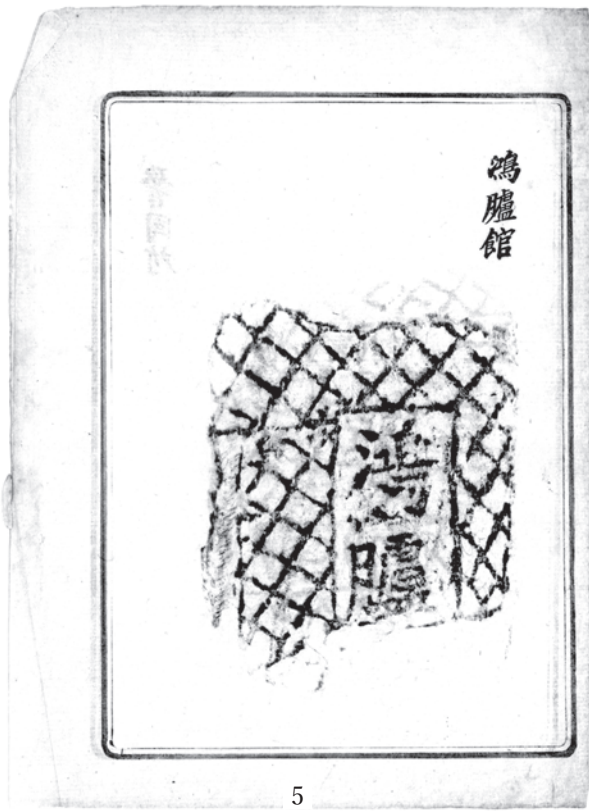


図1 黒川古文化研究所蔵「無佛齊古瓦譜」

「無佛齊古瓦譜」は、縦 26.7cm、横 19.7cm の 10 丁からなる袋綴冊子本で、黄土色表紙(1)に書名をペン書きし、茶色の細組紐で右綴じしていたが、現在は綴紐がはずれている。表紙も綴紐も後補だが、和紙を二つ折りにした本体の綴孔位置も表紙と同じなので、本格的な和綴本の一部を簡易製本し直したとは考えられない。他の貞幹『古瓦譜』では、20・21の前に平城宮瓦の拓影があるので、本書に乱丁・落丁があるのは確実である。各頁には太線と細線二重の青枠で縦 21.8cm、横 15.3cm の版面を設ける。第1丁前頁(2)の版面外右上に「無佛齊古瓦譜」とペン書きした付箋を添付し、右下に「杉浦蔵書」の朱印を押す。本図は二つ折りにした和紙を開いた形にレイアウトしたが、これで二重線青枠2つが和紙の大きさに対応する版木に彫ったことがわかる。収録された「春興殿」「太政官」「警固所」「鴻臚館」「典藥寮」「大藏省」「左京築垣」「右京築垣」「左京職」「檢非違使廳」「外記廳」「神祇官」「大學寮」「木工寮」「主計寮」「廩院」「中務省」「民部省」「又」「又」の傍書を印字した拓影 20 点は、他の貞幹『古瓦譜』で同一個体や類品を確認でき、貞幹の号名に由来する「無佛齊古瓦譜」の表題は妥当である。ただし、同じ書名の異本は未確認で、青枠で版面を設定し、傍書を印字した貞幹『古瓦譜』も見ることがない。青枠は完形軒瓦を取めるには小さく、7の重圏文軒丸瓦は一部を採拓しない。収録された拓影は不鮮明で、原品を彫り直した形跡もあり、最末期の貞幹『古瓦譜』と思われる。







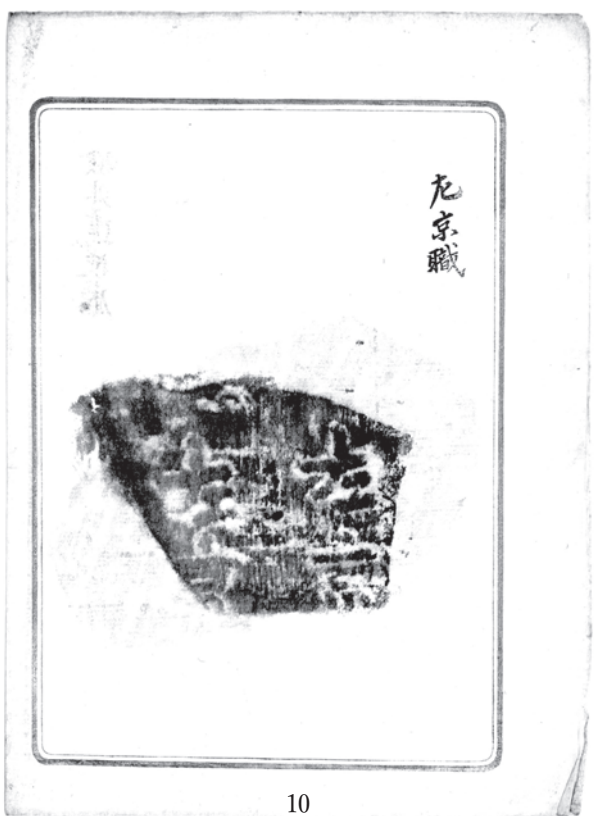
9



8



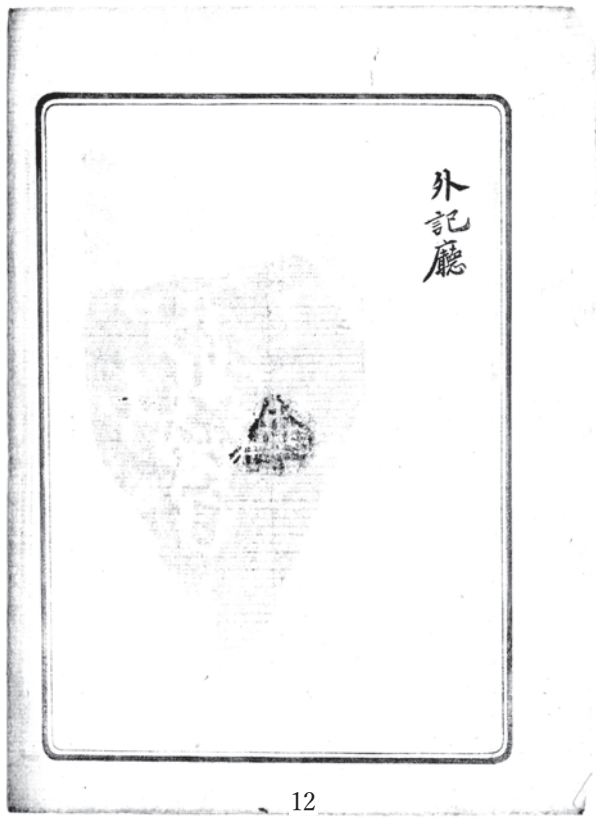
11



10



13



12



15



14



17



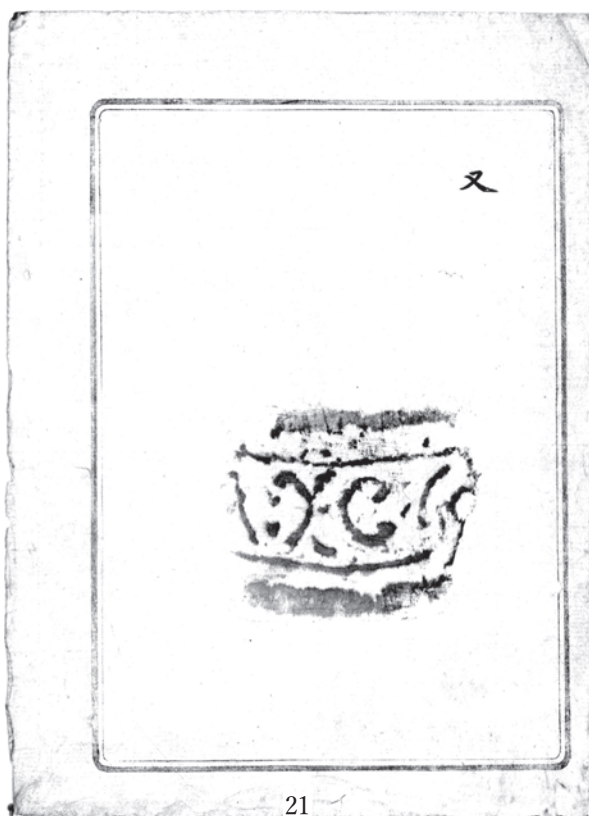
16



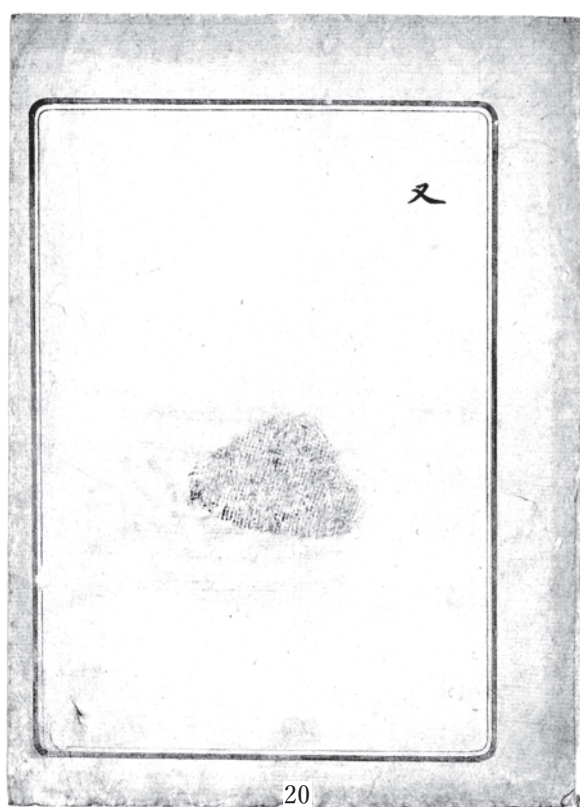
19



18



21



20

一 藤原貞幹の古代研究

日本の古瓦研究は江戸時代にさかのぼる。原動力となったのが藤原貞幹（藤原貞幹、藤子冬、蒙斎）である。ウィキペディアは「日本の文献学・目録学の祖」、和歌・有職故実・書道・儒学・篆刻を学び「雅楽・篆書・草書・金石文などに精通し」、水戸彰考館『大日本史』、裏松固禪『大内裏図考証』の執筆・編纂を手伝い、『衝口発』を著して国学者の反感を買ひ、本居宣長『鉗狂人』で批判された、などの経歴・業績を列記するが、一筋縄でいかないのが藤原貞幹である。

藤子冬略傳「吉澤一九三一」によれば、貞幹は権律師玄熙の子として享保十七（一七三二）年六月二十三日に生まれ、一一歳で得度。「十八年ニシテ佛理ノ非ナルヲ知り、還俗シ、専ラ儒學ヲ尊信ス。諸儒ニ從文雅ヲ事トス。尤古書畫ヲ好テ、片楮半葉トイヘトモ、必摹寫シテ不遺、又金石遺文ヲ索搜シテ、寸金尺石破孟缺腕ノ微トイヘドモ、古ヲ徴スベキモノハ皆摹造シテ不捨。又觀相ノ學ヲナス。此學人ヲ惑スノ事アルヲ以、中年ニ至リ捨之。國朝歴史各校正ヲ加フ。日本紀等ノ説ニ至テハ先賢未發ノ論說多シ」と概観し、以下、誰に何を学び何を考究したのかを分野毎に述べる。古い（觀相之学）にも通じていたのは意外だったが、版本で刊行され『日本隨筆大成』にも収録された貞幹最晩年の著作『好古小録』（寛政六（一七九四）年序）や『好古日録』（寛政八年序）に挙がる項目を見ると、古文書・金石文・書画・建築・出土品など古いものなら何でも好奇心・興味を抱き、何かわからなくても、実物を博搜し観察し調査し筆写・記録し考証している。現代の遺跡発掘調査報告書でも、わからない遺物は記述法や図化法が定まっていないため、報告しない（あるいは報告できない）人士は多い。後述の捏造癖は別にして、研

究者として貞幹に見習うべき姿勢は少なくない。

貞幹の考証例　たとえば『好古日録』八十「無名古器」項(図2)では、以下五種類の出土品・採集品・購入品?を紹介、考証する。

①用明陵(河内磯長原陵、春日向山古墳、大阪府南河内郡太子町)・天智陵(山科陵、御廟野古墳、京都市山科区)の近くで出土した径二cm強の金銅環。貞幹も同じものを所蔵していた。

②出土・採集地を明記しないが(あるいは①と同じか)、青色(碧玉?)・紅もしくは淡紅色(瑪瑙?)・白色(水晶)・淡黒色の玉。

③二十数年前(安永年間?)に岡崎村(京都市左京区岡崎)で掘り出された「瓦器」。何か分らないと言いつつも、計測・図示している。

④六角烏丸の市で購入?した径四cm弱、厚三mmの蟠龍文を施した円盤形銅器。中心に一孔を穿っている。図示。

⑤由来を明記しないが④と同時に入手したものか。径約二・五cm、厚三mm強で、背面に菊花紋四個を打刻した円形方孔の鉄板。図示。

①は図を欠くので明言できないが、終末期古墳の棺飾金具にしては小さく、大きさからすると後期古墳に多い耳環の可能性がある。とすれば、用明陵や天智陵とは無関係だろう。用明・天智朝に金はなく、日本産の金は聖武朝以降だから「西土造ルモノナラム」という考証は、金環自体には該当しないが、古墳時代金銅製品を評価する上では今日なお基本となる視点だ。なお、①に似た出土地不詳品は貞幹も所蔵していた。近世の好古人士間では交流が盛んで、興味があれば持ち寄りたり実見に訪れることもあった。

②が石製品なら弥生・古墳時代の小玉だろう。淡黒色小玉は土玉かもしれない。土玉が認識できないのならば、碧玉・瑪瑙・水晶製ではないガラス小玉を含む可能性もある。「念珠ニテハ非ルベシ。上世ノ器玩ナ

ラム」という考証は妥当である。貞幹の時代には耳飾も首飾もないので、「器玩(非実用品)」と評価せざるを得なかったのだ。

③は図から中期縄文土器の破片と考えられる。「博古ノ人ニシメスニ、何ノ器タルヲシラズ」と考証を放棄したが、図示して詳細な寸法を記すことで、資料の全貌を紹介した。現在は、縄文土器の最初の報告例と評価されている「斎藤一九七六」。

④⑤は一見銭貨に見えるが、⑤に関しては貞幹は「俗誤テ厭勝銭トス(世間ではこれを誤って「厭勝銭(護符などに機能する非流通銭)」としている)」と批判している。何か分らないが、これも図示することで資料紹介の役割を果たし、識者の注意を喚起している。

「無名古器」項のなかでは、③の縄文土器の記述が著名で、貞幹が図示して識者の注意を喚起したことにより、一世紀以上を経た後に勝ち取った評価である。一方、①②④⑤に言及した研究は寡聞にして知らない。わからない物は言及しない、発掘で正体不明の遺物が出土しても報告しない(報告できない)という現状を反映する。好奇心において、貞幹は現在の我々を超越しているのだ。なお、奈良市埋蔵文化財センターは令和二年度秋季特別展として『ナニこれ?―平城京出土の用途不明品―』と題し、発掘で出土した用途・機能不明品を一堂に展示した。考古学は類品を集積することで、機能や歴史的意義を解明する。正体不明品も将来、新たな出土状況や共伴遺物などから用途や機能がわかることもある。そのためには報告困難でも公開するのが重要である。同センターの試みは斬新かつ有意義である。

図2 『好古日録』[80]「無名古器」項

『好古日録』は「秦爾」「漢委奴国王印」「親魏倭王印」「古錢」「古瓦文字」「石人・石室」「碑」「手印」「花押」「牛王」「周尺」「古斗」「上世食器」「アミ衣」「鑄劍・鉞鋒」「鴨毛屏風」「玉石」「浅間山」「岩佐又兵衛」等々119項目におよぶ雑多な資料紹介・考証を無秩序に掲載する。「古錢」項では唐～清に至る中国錢を概観。「石人・石室」項では福岡・石人山古墳や飛鳥・猿石、「碑」項では大阪・松岳山古墳の石棺の前後に立つ板石を図示。「鑄劍・鉞鋒」項では香川・大見や広島・諸延八幡の平形銅劍を比較。「玉石」項では平安宮太極殿の礎石や元明天皇陵碑の石質を論じるなど、貞幹の関心は縦横無尽に展開する。近世文人の知的ネットワークで得た資料や知識も少なくないと思われるが、松岳山古墳の板石スケッチや礎石・石碑の石質は自身で実査・確認したに違いない。一方、『好古小録』は「金石」「書畫」「雜考」の3章を設け、金石章には16件の墓誌・石碑を中心とし「驛鈴」「伊豫國道後湯碑」「奈良西京薬師寺東塔銘」「小野毛人墓碑」「陸奥國多賀城碑」「山城國白河村天神宮鐵鉞銘」「古宮殿廢址屋瓦文字」など22項目を、書畫章には「僧空海書」「道風朝臣書」「佐理卿書」「宮城古圖」「墾田圖」「年中行事畫模本」「伴大納言繪詞」「伊豫三島社神寶圖」「清水寺縁起」など歴史著名人の書や古図・絵巻・縁起の解説103項目を取り体系化をめざす。雜録章57頁目も建築・古瓦・書籍・尺・度量衡・硯・紙・文様など、類似項目を近くに置くなど配慮している。『好古日録』序文には、「好古之情」を共有する人士に向け、永年苦勞して自ら集めた「異事奇品」を羅列した版本を公刊するが、意見があれば書簡を乞う旨を記す。ここで取りあげた「無名古器」項では、「其何ノ用アルコトヲシラス」「何ノタメニ製スルコトヲシラス」「何ノ器タルヲシラス」と評せざるを得ない金属器、石製の玉類、土器（瓦器）を紹介し、まさに「博古人」の「後考ヲ俟」つ奇品が並ぶ。考証には独善的なものもあるが資料に接する姿勢は謙虚で、資料を捏造するようには見えない。人は見かけによらないものだ。

八十
無名古器

古金銅環ヲ藏ル者アリ一ハ用明帝ノ御陵ヲ去ル六七十丈許ノ田間ニ得ルト云一ハ山階ノ御陵ヲ去ル五六十丈許ノ土中

五十五

ヨリ掘出スト云余亦一枚ヲ藏ム何レノ所ヨリ出ルヲシラストモニ圓徑七分許純金精煉其形ニナシ製作絶佳若服御ノ器玩カ然ルニ其何ノ用アルヲシラス按ニ國朝金ヲ出ス

聖武帝ノ御宇也天智帝用明帝ノ御宇黄金ナシ然レハ西土造ル者ナラム後考ヲ俟

或珠數顆ヲ藏ス或青出雲珠ニ似タリ或紅或淡紅共瑪瑙ニ似タリ白ハ水晶又淡黑色ノ者アリ其形其大サノロクメノ珠ノ如シ念珠ニテハ非ルベシ上世ノ器玩ナラム

二十餘年前岡崎村土中瓦器一枚ヲ掘出ス土人得テ余贈ル博古人ニシメスニ何ノ器タルヲシラス



高前一寸七分後二寸圓徑二寸底徑三寸三分横九分孔前圓徑五分後九分

六角鳥丸ノ古ニ銅器一枚ヲ得圓徑一寸三分厚一分熟銅精煉烏金ノ如シ蟠龍ノ紋アリ正中一孔ヲ穿フ一工人見テ云千年近キ者ナラハト又鐵器アリ圓形方孔面背菊花紋ヲ鑿記ス徑八分五厘厚一分餘俗誤テ厭勝錢トス熟鐵紫褐色製作亦精シ固ヨリ近古ノ者ニアラス世上一、無名ノ器アリ終

五十六

三何ノタメニ製スルヲシラス



二 藤原貞幹の古瓦研究

『好古日録』「十一」「古瓦文字」項(図3)では文字瓦を列挙・図示する。ほとんどが貞幹『古瓦譜』において、平安宮の殿舎や官衙所用瓦として示した拓影の文字部分を版木で起こしたものである。ただし、貞幹が大宰府跡址南で得たという最後の図は平瓦凸面の叩文様で文字ではない。また、「神祇官」は貞幹『古瓦譜』では一行(図1-13、図19)なのに、「官」字を左に独立させる。

宮殿瓦を扱った貞幹『古瓦譜』は、図3の平安宮所用文字瓦を中心に編纂されている。「小片ノ毀瓦トイヘドモ、古製ヲ考ルニ足ル。況ヤ文字ノ觀ルベク、碑銘ト並ベ賞スベキ者、何ゾ塵土ニ委スベケンヤ」(『好古日録』「金石二十二」「古宮殿廢址屋瓦文字」項)という貞幹の主張を反映したものだ。一方、寺院には宮殿よりも多種多様な各時代の瓦が使われた。にもかかわらず寺院瓦の扱いは副次的で、『仏刹古瓦譜』として『古瓦譜』と別巻もしくは合本としたものが多い。さらに『古瓦譜』は基本的に「平安藤貞幹」「左京藤貞幹」「藤原貞幹」などの本名で編集し、「貞幹」「子冬」「無佛齋」などの本名・字名・号名印を押したものが一般的であるが、『仏刹古瓦譜』は「平安源高美」「平安福千財」「路雅言」「野千財」等の名で編集し「千財」印など『古瓦譜』と別の印を押す。無佛齋や蒙齋・藤叔藏・子冬などの号や字名は、貞幹墓碑銘(口絵2)にも明記された周知の異名であるが、『仏刹古瓦譜』は他の貞幹著作に見えない匿名的ペンネームである。仏教が嫌いな貞幹は、寺院瓦拓影集に自分の名を残すのを潔しとしなかったのである。

貞幹藏品にみる瓦コレクション 仏教寺院を好まなかった事実は、貞幹藏品にも反映されている。貞幹墓碑(口絵2)を建てた藤原以文が寛

政十(一七九八)年三月、貞幹の遺品のなかから見つけた自筆の藏品目録「訪古遊記」には、「古屋瓦」として「滋賀宮花頭瓦主人有 藤原宮瓦 平城宮瓦 紫香樂宮瓦 長岡宮瓦 太極殿碧料瓦 外記廳瓦 太宰府瓦 都府樓瓦 多賀城瓦 逢坂關瓦 不破關瓦 土佐國府瓦 賀茂社古瓦石為 足利學校瓦 此餘平安諸官舎廢址瓦數十片略其目」主人曰 先王宮殿今存者平城朝集堂招提寺金 其他寸木不存、其存者唯廢址毀瓦也、故雖小片必珍藏(私見によれば先王の宮殿で現在まで残るのは平城宮の朝集殿だけだ。唐招提寺の金堂がそれだ。その他は建築材すら残っておらず、ただ遺跡に散布する瓦の破片だけがある。小さな破片でも大切に所蔵する理由だ)と記録され「吉澤一九三一」、貞幹がもつばら古代の宮殿・官衙跡で採集された瓦を手元に残していたことがわかる。しかし、そのなかに『好古日録』(図3)や貞幹『古瓦譜』に掲載された文字瓦はない。

貞幹の死後、佐々木春行が譲り受けた遺品目録(竹苞樓所伝の「無仏齋遺傳書領目六」)には「古瓦品目如左 箱入十九種」として「藤原宮紫褐色瓦小片 平城宮瓦小片 平城宮紫褐色瓦小片 紫香樂宮瓦小片 長岡宮瓦小片 平安宮太極殿碧料瓦 又小片 又全瓦一枚 外記廳全瓦一枚 又紫褐色瓦小片 太宰府全瓦一枚 都府樓全瓦一枚 多賀城全瓦一枚 同黒料瓦小片 逢坂關瓦小片 不破關瓦小片 土佐國府瓦小片 賀茂社古瓦小片 化爲石者 足利學校瓦小片 已上訪古遊記所載者」、「又品目如左 箱入七種」として「粟院瓦立粟字 多賀城瓦 乾臨閣瓦 閑院内裡瓦在修字 賀茂社古瓦化爲石者 朝堂院瓦爲硯者 右六種各小片 備前岡山學校全瓦一枚 (所出不知古瓦 有小町二字 東大寺瓦 治部省瓦 吉備津宮古瓦 東福門院御所瓦 以上五種追記)」が登録されている「吉澤一九三一」。前者は「訪古遊記」の「古屋瓦」にほぼ対応する。後者は「粟(粟)」字のある粟院瓦と「修」字のある閑院内裏瓦が『好古日録』に掲載されているが、いずれも出土

品で実物が確認できる。つまり、貞幹は基本的に実物・本物を遺品として残し、二重採拓法などの捏造に使ったはずの多量の拓本原型（文字型等）は廃棄処分していたのである。

なお、「修」字瓦は、平安宮に関わる文字瓦がおもに供給先Ⅱ所用施設を示すという貞幹の信念に反しており、供給主体Ⅱ製作官司を示すという「先輩」説の根拠となった（『好古日録』、図3十五丁後頁）。最晩年の貞幹蔵品にこれが含まれている事実は、貞幹の信念のゆらぎが架空の「先輩」の助言ではなく、資料自体に裏つけられていたことを示す「上原二〇〇〇」。また、「訪古遊記」の滋賀宮花頭瓦は「秘珍」文房具の一つとして同書に別記され、「滋賀宮花頭瓦研光澤知漆、密緻似石、其製奇古、古色可掬、實希世之珍也、主人曰世俗稱滋賀宮瓦者、多是滋賀寺廢址瓦也、如本宮瓦者、其製自別也」と解説されている。皆が珍重する滋賀宮瓦が実は滋賀寺の瓦であるという指摘は『好古小録』『雑考六』にも見える。

貞幹の文字瓦捏造　しかし、図3で解説したように、貞幹『古瓦譜』は捏造文字瓦を多数含む。この事実は、古くから指摘されていたが「高橋一九一五、清野一九四四」、私は貞幹『古瓦譜』の異本を具体的に比較することで、瓦片と文字型を二回に分けて採拓する「二重採拓法」によって捏造した文字瓦があることを論証した「上原一九九四a・二〇〇〇」。貞幹が採拓した以上、捏造が貞幹の仕業である事実は否定できない。「無佛齊古瓦譜」（図1）では2・6・13・16・19などが該当する。なお、図1—2に文字はないが、同じ瓦片に「春興」字を二重採拓し、しかも文字の位置が個体によって少しずれた例が抽出できる（図4）。また、図1—3—5・14のように文字位置が固定し、出土品が確認できない文字瓦に関しては、外形と文字とが一体の彫刻品と想定した。

私は、国立国会図書館三冊本（以下「国会」「国会附録」と略称）・大

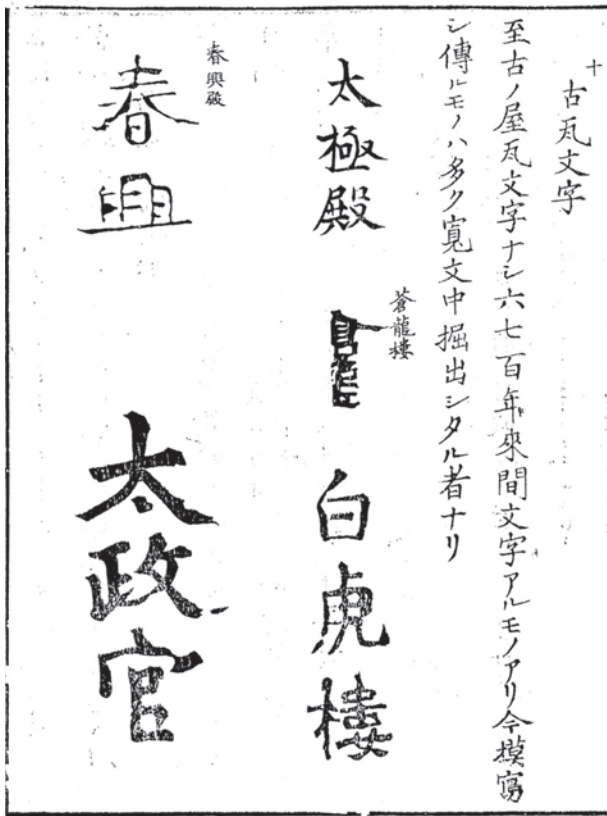
阪府立中之島図書館本（以下「中之」と略称）・京都大学大学院文学研究科図書館本（以下「都一」「都二」と略称）・天理大学附属天理図書館本（以下「天一」「天二」と略称）・宮城県図書館本（以下「宮城」と略称）などの貞幹『古瓦譜』を分析したにすぎないが、その後、藪中五百樹は「臨山閣文庫尚古齋本」（筆者未見、以下「尚古」と略称）を中心に据え、各地の図書館・文庫や博物館・美術館、大学等が所蔵・保管する貞幹『古瓦譜』二六本、『仏利古瓦譜』一九本、『古瓦譜附録』二本やその臨写本を比較検討し、貞幹『古瓦譜』の全貌に迫ろうとした「藪中二〇一六・二〇一八」。その過程で、二重採拓法など貞幹による文字瓦拓影の捏造行為はさらに鮮明になった。

本稿の目的と方法　以下、藪中の成果にも学びつつ「無佛齊古瓦譜」に収録された二〇点の瓦拓本に関して『古瓦譜』各種異本と比較し、本書が貞幹の作品であることを立証し、その特徴と意義を明らかにする。比較する異本略称は博搜した藪中の命名にしたがう。また、本書収録瓦の拓影、とくに文字瓦拓影に傍書（印字）された瓦採集場所あるいは所用施設は、基本的に平安宮に関わる。貞幹は「至古ノ屋瓦文字ナシ。六七百年來間文字アルモノアリ」「『好古日録』、図3」と理解しており、文字瓦は平安時代に始まると考えていた。裏松固禪（一七三六—一八〇四年）が主導した平安宮諸施設に関わる史料集成『大内裏図考証』に貞幹が関与したことは周知の事実で、貞幹の平安宮についての知識は、同書を参照すればわかる。当然、それは文字瓦の解釈にも影響し、加えて「小片ノ毀瓦トイヘドモ、古製ヲ考ルニ足ル」と考えた貞幹が、瓦を通じてどんな「古製」を推測したのか、『大内裏図考証』との対比で一部が明らかになる。

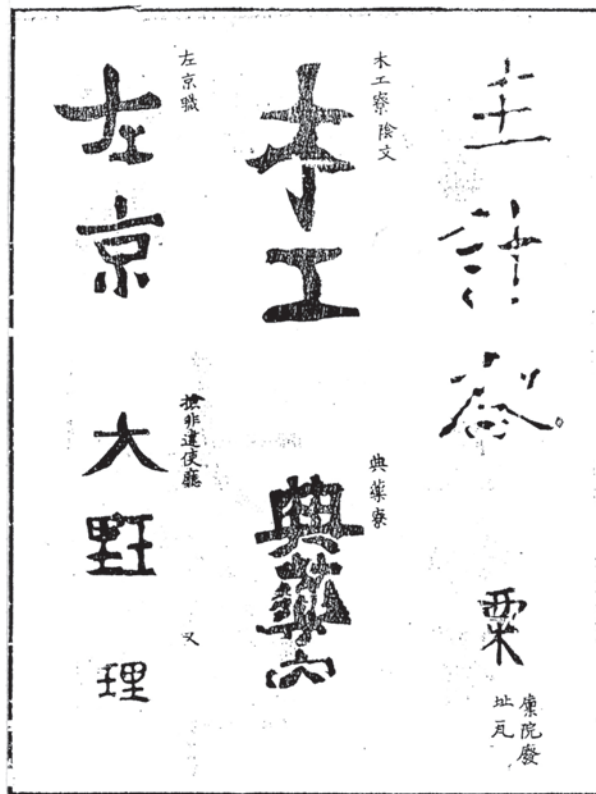
たとえば『大内裏図考証』第三之上巻「太極殿」項では、冒頭で「古

図3 『好古日録』[10]「古瓦文字」項

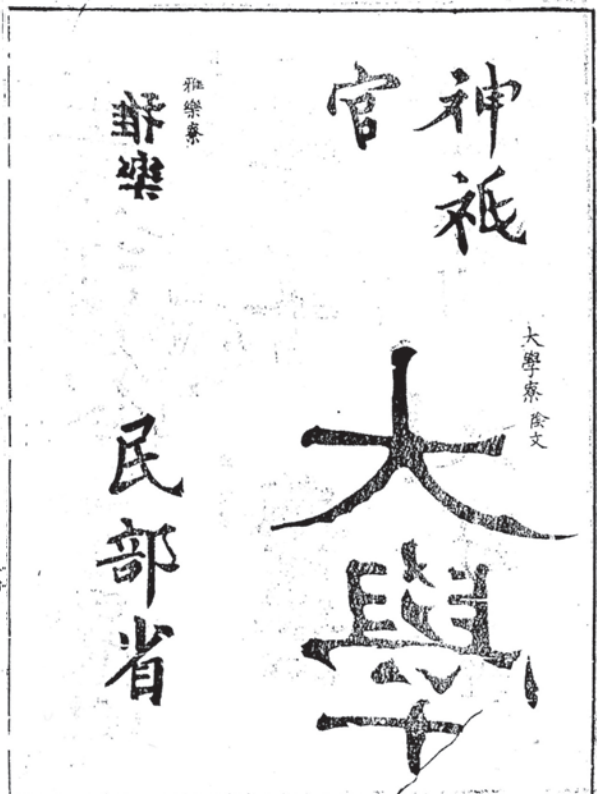
宮殿瓦を収録した貞幹『古瓦譜』は文字瓦を主体とする。「無佛齊古瓦譜」も、収録した拓影 20 点のうち 16 点が文字瓦である。図3の 25 点のうち、十五丁後頁の上下以外は、『古瓦譜』収録瓦にはほぼ対応する。ただし、同種の出土例を確認できる文字瓦は、「粟」「木工」「理」「警固」「左坊」「右坊」「修」など半分に満たない。「今模写シ伝ルモノハ、多ク寛文中掘出シタル者ナリ」と解説するが、文字を供給先と考えた貞幹は、殿舎名や官庁名が明かな平安宮に関し、瓦片と文字型を重ねて採拓する二重採拓法などを駆使し文字瓦を捏造した〔上原 1994a〕。文字瓦の多くが寛文年間（1661～73 年）に掘り出されたとする解説は、貞幹自筆の「秘蔵書目」〔吉澤 1931〕の「古瓦模本寛文中所模有近光宿禰模本二卷近光宿禰贈一卷於予而卷首逸予以彼家藏本補之」に対応し、捏造文字瓦に関し貞幹が被害者とする説の根拠らしい〔國學院大學日本文化研究所 2008〕。しかし、二重採拓法は捏造主体が貞幹であることを明示する。近光模本に騙されたのなら、貞幹の資料批判能力は著しく劣っていたことになるが、実査を旨とした貞幹にはあり得ない。寛文年間出土とした経緯を想像すると、貞幹の影響で古瓦収集熱が高まると、超珍品である『古瓦譜』収録文字瓦の出所を問う人が殺到したはずだ。追求をそらすには過去の事と応えるしかない。所蔵者を別人に託したのも、追究を逃れる手段と考えている〔上原 2000〕。一つの嘘や根拠のない仮説が、次の嘘やあり得ない仮説を重ねる原因となる典型だ。



十



十





本統日本紀、及古本倭名抄、古瓦文字、並作太。今從之」と割注しており、同書が「大極殿」ではなく「太極殿」の語を採用した理由の一つは文字瓦にあった。「太極」は易学・朱子学における宇宙の根源だ。貞幹古瓦研究が同書に与えた影響の具体例である。なお、「無佛齊古瓦譜」に収録されていないが、「中之」や「国会」収録の凸字「太極殿」瓦は捏造

品の可能性が高い。しかし、敷中は「尚古」宮城」等収録の「太極殿碧料瓦C（凸字太極殿）」は「出土例は知られていないが本物の可能性がある」と述べる「敷中二〇一八」。図3の「太極殿」が該当する。もちろん、貞幹は文献史料にも広い知識があり（本領はそちらである）、『大内裏図考証』への影響は瓦に関わる記述に留まるはずがない。しかし、史料の存在に着目・評価・引用したのが貞幹か、固禪か、それとも他の誰かか特定するのは難しい。幸いにも本稿の主題は『古瓦譜』であり、瓦に関わる記述に限定すれば、文献史料において本居宣長をも翻弄した貞幹に太刀打ちできなくても、貞幹の関与が具体的に描出できずである。なお、引用した『大内裏図考証』は誰もが容易に参照できる新訂増補・故実叢書二六〇二八の『大内裏圖考證』第一〇三（明治書院一九五二年）である。同書は周知のように内藤広前（一七九一〜一八六六年）の補正にもとづく活字本で、貞幹が関与した固禪オリジナル本ではない。しかし、固禪オリジナル『大内裏図考証』の追究「詫間二〇〇四」は私の手に余る。本稿は『大内裏図考証』と対比する方法の有効性を提起する程度にとどめ、より厳密な史料批判にもとづく研究の深化は後進にゆだねたい。

なお、私の貞幹『古瓦譜』研究は、「二重採拓法」で明解となった捏造行為だけが注目され引用されているが、考古学研究の先駆者としての貞幹を否定したことは一度もない。捏造に関しては「現代の目から見れば、学者・研究者にあるまじき行為ということになる」「しかし、モラルは歴史的産物で、現代のモラルも刻一刻と変わりつつあるとすれば、現代の目で二〇〇年以上も昔の学者である藤原貞幹を、断罪するのも、弁護するのも無意味である」と述べた「上原二〇〇〇」。この考えは現在も変わっていない。その後、貞幹や貞幹『古瓦譜』を取りあげた評

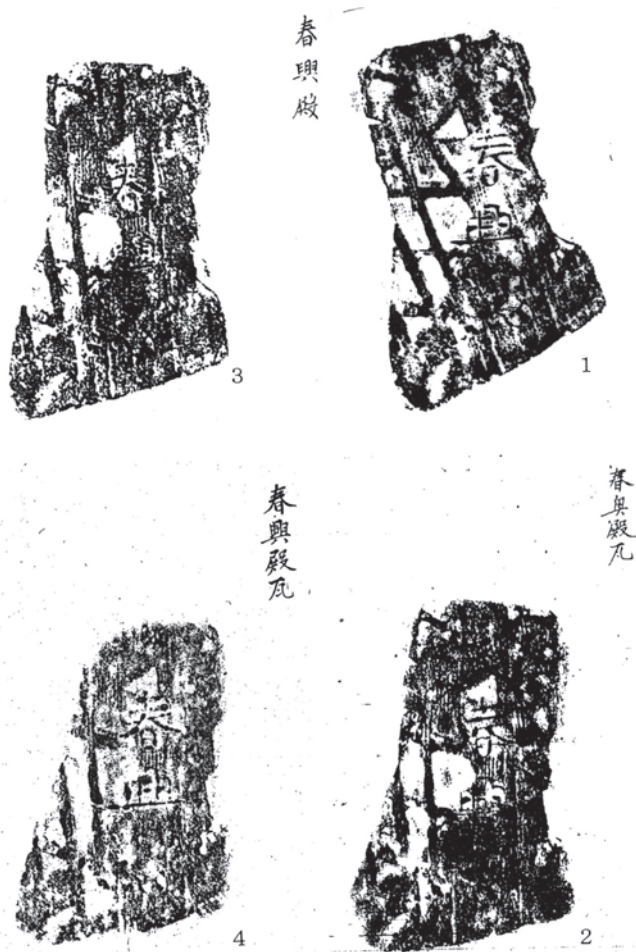


図4 貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「春興」瓦

1[中之] 2[国会] 3[天二] 4[宮城]

図1-2に文字はないが、貞幹『古瓦譜』では、本図のように同一破片の中央に正凸字「春興」を置く例が多い。1と2-4は文字の位置がずれ、平瓦拓影に別型の「春興」正凸字を重ねて採拓したことがわかる(二重採拓法)。長大な斜格子叩板による文字瓦(図6)は、大宰府をはじめ北部九州の平安時代の丸・平瓦に多く、一部は平安京にも搬入された。しかし、本例のような短い格子叩板は7世紀の平瓦に多く、北部九州産の丸・平瓦とは異なる。文字を彫った格子叩板で叩いた場合、図4のように瓦面と格子の凹みにまたがって凸字が浮き出るはずがなく、この拓影は二重採拓法のみで作成できる。また図1-2の平瓦片輪郭は、本図1-3と比べて丸みを帯び、4に近い。なお、1は目次(古瓦譜目録)で「古宮城第三 平安古宮城 十八 春興殿」と登録する。

三 黒川古文化研究所蔵「無佛斎古瓦譜」所収瓦拓影

まず、収録された二〇点の拓影に関し、他の貞幹『古瓦譜』で同一個体が確認できることを示して、「無佛斎古瓦譜」が貞幹の作品であることを再確認し、他の『古瓦譜』との違いや特徴を検討する。

図1-2「春興殿」 春興殿は平安宮内裏を構成する一七殿の一つで、右近の橘・左近の桜がある紫宸殿前広場(大庭)の東西を画す四棟の南北棟のうちの南東に位置する。大庭をはさんで対面する西の安福殿とともに、戒具(武具)置場や御馬御覽時の馬繫場となった檜皮葺建物だが「『大内裏考証』第一四巻」、棟を瓦で覆ったはずなので瓦が出土しても

論や論文には、貞幹弁護の論調が目立つが「國學院大學日本文化研究所二〇〇八、藪中二〇一八」、本稿はその議論には参加しない。『古瓦譜』収録瓦を貞幹が採拓した事実を認める限り、文字瓦を捏造したのが貞幹であることは否定できない。前稿「上原二〇〇〇」では、貞幹が文字瓦を通じてアプローチしようと試みた古代瓦の生産・需給に関する歴史像(＝古製)について具体的に考えた。しかし、瓦という考古資料から歴史像を引き出す作業がわからない(あるいは興味がない)人士に、私見は理解できなかつたようだ。必ずしも私の得意とするところではないが、『大内裏考証』との対比によって貞幹の古瓦研究が開拓した世界を示す試みには、その欠を補う目的もある。

不思議ではない。

図1—2は斜格子叩目をもつ平瓦片凸面の拓影だが、「中之」や「国会」「天二」「宮城」においては、同じ平瓦片のほぼ中央に正凸字「春興」が入る(図4)。しかも、文字の位置がずれることから、同じ平瓦片と正凸字「春興」を二回に分けて採拓した二重採拓法で捏造した拓影とわかる。図1—2は凸字「春興」を採拓し忘れたのだろう。ただし、貞幹『古瓦譜』の製作年代をⅦ期に分けた藪中は、二八本中の二五本に収録された「春興」瓦は、Ⅰ期—Ⅴ期には凸字「春興」を二重採拓し、Ⅵ期には文字を入れず、Ⅶ期にまた文字を入れるようになったとする「藪中二〇一八」。なお、図1—3—5のように斜格子叩目に囲まれた凸字

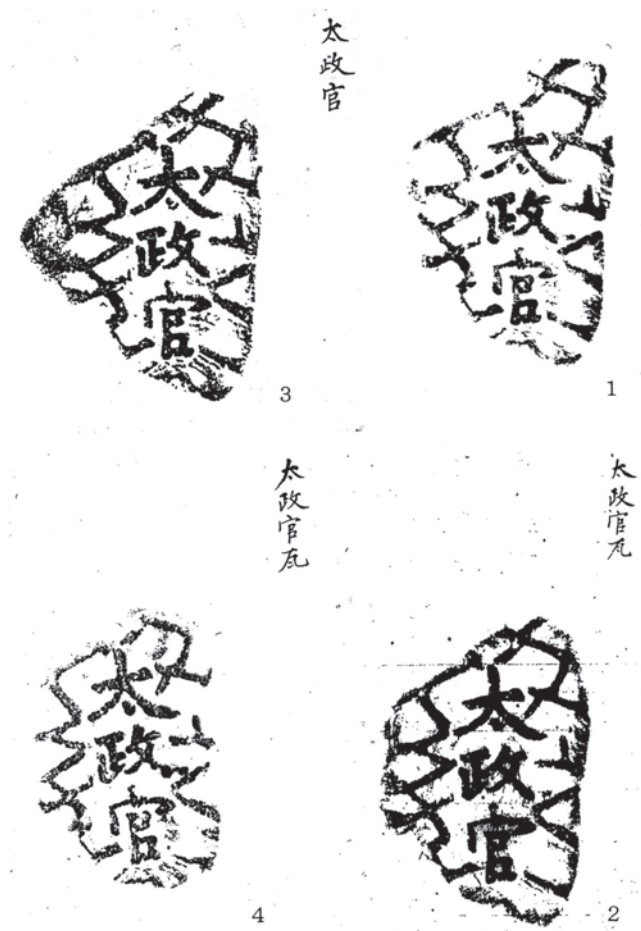


図5 貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「太政官」瓦

1[中之] 2[国会] 3[天二] 4[宮城]

1~4は採拓範囲が多少異なるが、同一破片、同じ字体の正凸字「太政官」瓦である。図1—3も同一破片だが、原品を彫り直した形跡がある。藪中によれば、同じ正凸字「太政官」瓦は28本中25本の貞幹『古瓦譜』に掲載されているというが、彫り直しについてはふれていない[藪中2018]。北部九州における平安時代の丸・平瓦にみる文字瓦の特徴をよくとらえているが、貞幹『古瓦譜』収録例以外に出土例がなく、捏造品の可能性が強い。なお、1は古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 三 太政官 九二品」として、正凸字「太政官」瓦とともに登録する。

文字瓦は、大宰府をはじめとする北部九州の平安時代の丸瓦や平瓦に多く、一部は平安京にも搬入された。しかし、叩板に文字を彫刻した場合、文字と格子目为重複することはあり得ず、図4のように文字が瓦面と格子の凹みにまたがるのは、二重採拓法を駆使した結果である。

図1—3「太政官」 太政官は律令国家の行政・司法・立法を司る最高国家機関。平安宮では朝堂院の東に立地した。平安宮では正庁と廊をつないだ東庁・西庁が太政官院の中樞建物で、院の東北には朝所、南西には文殿ふみどのがあった[『大内裏図考証』第二〇上・中・下巻]。『枕草子』によれば朝所は総瓦葺なので、正庁なども総瓦葺だった可能性がある。平城宮でも、近年、第二次大極殿院の東側で発見された大型の礎石建物を太政官とする説がある。

図1—3は斜格子叩目の中に凸字「太政官」の文字を配する。他の貞幹『古瓦譜』掲載例(図5)に比べると、正凸字「太政官」と周囲の斜格子の位置関係に齟齬はなく、同一個体の拓影と考えて間違いない。しかし、「太」字第二画に接する格子の形や「官」字のうかんむりが「呂」字と一体化している点、「政」の最終画のとめ等が他の拓影と異なる。これが一体の彫刻品「上原一九九四a、藪中二〇一八」で、

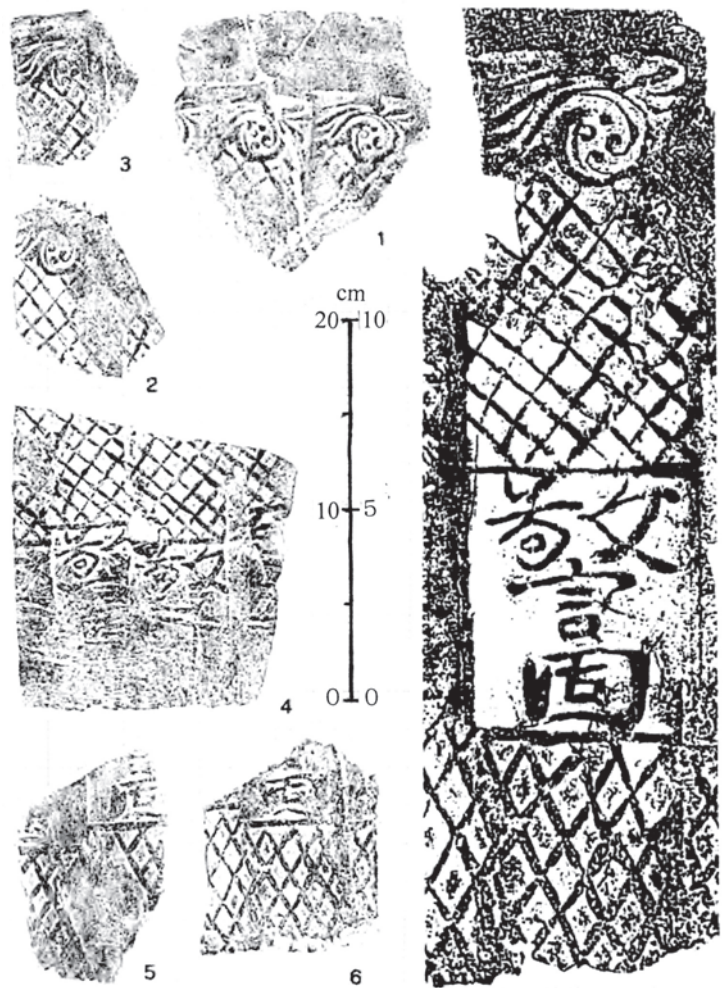


図6 正凸字「警固」瓦の拓本復原 [上角 2010]

(福岡市西区生の松原斜ヶ浦瓦窯出土、縮尺 1/4・1/2)

正凸字「警固」をもつ丸瓦・平瓦は、平安京 [寺島 1979] 以外に、福岡市西区生の松原にある斜ヶ浦瓦窯 [加藤 2014] でまとまって出土した。破片を合成すると、幅 6cm、長さ 25cm 以上の長大な叩板が復原できる [上角 2010]。乾燥・焼成にともなう収縮を配慮すると、叩板自体はもっと大きい、基本的に丸瓦・平瓦全長に匹敵する長さの叩板を、円柱形の内型に巻き付けた粘土円筒の外面周囲に順次押し当てて施文したことになる。中央近くの長さ 7cm の枠内に「警固」字を置き、上に凸線斜格子、上端に唐草文、下に縦長の凸線斜格子を配す。北部九州では 8 世紀に畿内と同様、凸面に縦方向の縄叩きをもつ平瓦一枚作りを導入するが、平安時代には朝鮮半島の影響で、長大な叩板を駆使した平瓦桶巻作りが復活する。

一部を彫り直したなら、「官」が一体の本例は他例より古いようにも見えるが、全体的に摩耗してシャープさを失っているため、彫りが浅いかんむり先端が一体化した可能性や、不鮮明な部分に墨入れした可能性も考えられる。平安時代の北部九州産文字瓦の特徴をよくとらえているが、丸瓦や平瓦ならば一個体に同じ文字が複数押捺され、まとまって多数出土するのが一般的である。実際には『平安京古瓦図録』(一九七七年)所収の凸字「豊前藤介」瓦のように、一点しか出土例がない北部九州産文字瓦もあるので、確実とは言えないが、凸字「太政官」は貞幹『古瓦譜』

所収品のみなので、捏造品の可能性を考えた。図 1-3 で判明した摩耗や原品彫り直しの形跡はそれを裏づける。

図 1-4 「警固所」 正凸字「警固」は、貞幹『古瓦譜』に掲載された宮殿関係文字瓦の中で、元になった本物がわかる数少ない事例である。実物(図 6)と対照すると、文字の形を忠実に復原しているが、叩板を複数回押し当てて施文する技術を理解していない彫刻品の拓影(図 7-3、図 1-4)と、文字型と瓦片を二重採拓した拓影(図 7-1・2、4)とが貞幹『古瓦譜』に収録されている。

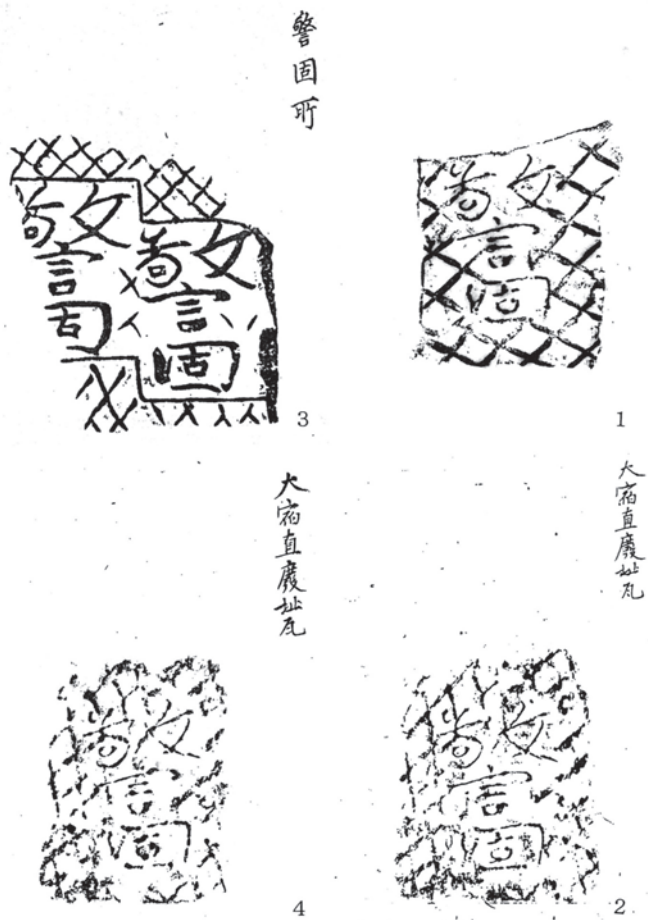


図7 貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「警固」瓦

1[中之] 2[国会] 3[天二] 4[宮城]

1～4は正凸字「警固」瓦(図6)の文字を巧みに復原している。しかし、長大な叩板が原型である事実を貞幹は認識できなかった。すなわち、3および図1-4では、長方形枠内に「警固」字を置くことは正しく観察したが、隣り合う「警固」字が叩板を2回押捺した結果である事実気づかず、外形と文字を一体で作った彫刻品を採拓している。上下の斜格子を左右一体で表現し、2つの文字は微妙に異なる。なお、3と図1-4は同一個体の拓影のように見えるが、後者は型崩れしており、前者が鮮明なのは墨入れ、あるいは摩耗した後者を彫り直した可能性がある。いずれにしても字体の細部がかなり異なる。一方、1・2・4は二重採拓法によるもので、1はベースにした瓦が異なる。文字も3・図1-4と1・2・4は異なり、文字型が別物らしい。1は古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 廿三 警固」と登録し、「古宮城瓦而 所用今不可知」と注記する。

本物が一連の捏造を生む動機となったはずなので、凸字「警固」瓦を貞幹がどう理解したか重要である。明和四(一七六七)年の序文をもつ「中之」の拓影に傍書はないが、序文に続く目次(古瓦譜目録)で、1を「第三 平安古宮城瓦」で採集した二四点の瓦の一つとして「廿三 警固」と登録し、「廿一 左坊」「廿二 右坊」「廿四 長」と合わせ「左坊以下四品 古宮城瓦而 所用今不可知」と割注する。すなわち、平安宮の文字瓦は所用殿舎を表すというのが貞幹の基本理解だが、左坊・右坊・警固・長は所用場所がわからないと述べている。左坊は誤読だが、これらの文字瓦がすべて本物を確認できる点は注意すべきである。

しかし、図7-3や図1-4は、凸字「警固」瓦拓影に「警固所」と傍書する。所用建物を「警固所」と考えたのだ。明和四年段階よりも考えが一步前進したのである。『好古日録』も「警固所」と傍書し(図3)、晩年まで貞幹が堅持した見解である。しかし、平安宮に「警固所」は存在しない。史料では、『本朝世紀』第七巻に大綱が引用された天慶八(九四五)年六月廿五日の「大宰府解申請官裁事(大宰府が太政官の判断を仰いだ事件)」において、大唐呉越船が肥前国松浦郡柏島や高来郡肥最崎港嶋浦に到来した時に対応した役所名として、鴻臚所以外に「肥最崎警固所」の名がある。

また、長保六（一〇〇四）年十一月十九日に大宰府が観世音寺に出した牒に、法会料のために警固所領田二〇町を不輸租田とし、一〇町を仏僧供料、一〇町を請僧の布施料とすることを通知「『平安遺文』四三〇号文書」。すなわち、対外警備を担当する大宰府の役所として、鴻臚館以外に警固所が経済的に自立していた。「警固田」の初現は貞観十五（八七三）年以前にさかのぼる「『三代実録』同年十二月十七日条」。これらの対外的鎮護警固記事を踏まえて、警固所が貞観十一年の「新羅海賊の来襲を契機に大宰府管内に置かれた防衛施設。博多（現福岡市警固町が遺称地）のほか、肥前にも置かれていた証がある。統領・選士・俘囚を配置、兵船を備え、警固田も設定された。寛仁三（一〇一九）年の刀伊の入寇の際にも防戦の拠点とされた」とする岩波書店『日本史辞典』（一九九九年）の解説は穏当と思われる。

警固所とは何か 「無佛古瓦譜」や「天二」で「警固所」と傍書した時に、貞幹が大宰府の警固所を意識したか明らかではない。しかし、平安宮に警固所を名のる殿舎施設がないことは知っていた。「国会」や「宮城」の凸字「警固」瓦には、「大宿直廢址瓦」の傍書がある（図7-2・4）。大宿直とは大内裏おとのゝを守護する人の詰所で、平安宮の東北角近く、主殿寮の南、内教坊西にあった。『大内裏図考証』第二九卷「大宿直」項に、「按、大宰府警固所当在此中」の判注がある。大宰府警固所は対外的警備を担当した役所だから、内裏警備担当の大宿直とは機能が異なる。『大内裏図考証』作成に貞幹が関与したことは著名だが、具体的な関与箇所は不明確である。しかし、平安宮で出土する凸字「警固」瓦に「警固所」「大宿直廢址」両様の解釈をくだした貞幹が、大宿直が大宰府の警固所に該当するという判注を提案した可能性は高い。藪中は本物（図6）を比較的忠実に模倣した彫刻品の拓影（図1-4・図7-3）に「警

固（所）」の傍書をした貞幹『古瓦譜』を二八本中一〇本、二重採拓法による正凸字「警固」（図7-3・4）に「大宿直（廢址瓦）」あるいは「警固」の傍書をした貞幹『古瓦譜』を二八本中一二本確認している「藪中二〇一八」。

なお、凸字「警固」瓦が北部九州で製作されたことは確実だが、文字が意味するところは必ずしも明確ではない。平安時代の太宰府管下の瓦窯で生産された叩板による文字瓦「九州歴史資料館二〇〇〇」には、「天延三年七月七日」などの紀年、「安楽寺」「観世音寺」など供給先を意味すると推測できるものがあり、平安京の西寺講堂跡で出土する凸字「西寺」瓦も後者例となる「京都市文化市民局二〇二二」。しかし、圧倒的多数は「平井瓦屋」「平井瓦」「平井」「佐瓦」「佐」「賀茂瓦」「賀茂」など生産瓦屋名を記したもので、これは同時代の中央官衛系瓦屋の文字瓦の多くが「栗栖野」「小野」「河上」などの瓦屋名もしくは「木工寮」「左右修理坊城使」などの瓦屋を統括する官司名に由来することに共通する。とすれば、平安宮内裏・朝堂院や平安京左京二条二坊高陽院で出土し「寺島一九七九、京都市一九八三」、大宰府関連の消費遺跡では出土例がない凸字「警固」も、平安宮の「大宿直」や大宰府管下の「警固所」を供給先とする瓦ではなく、生産瓦窯の所在地あるいは管轄官司を指す可能性が高い。

「中之」本における捏造文字瓦 凸字「警固」は本物があるのに、「無佛古瓦譜」図1-4や貞幹『古瓦譜』掲載の図7は、彫刻品もしくは二重採拓した拓影である。解説しにくい断片を元にした復原品とも言えるが、誤った復原である。一方、本物が確認できない大半の平安宮関連文字瓦は、文字が供給先を意味すると考えた貞幹が、平安宮の施設名を根拠に作成した捏造品で、こうした文字瓦があるはずだという信念の所

産である「上原一九九四a・二〇〇〇」。

しかし、明和四年「中之」時点では、本物が確認できる文字瓦と捏造文字瓦は区別されていた。すなわち、「中之」の目次（古瓦譜目録）では、収録した平安古宮城瓦二四点のうち「一八省院豊楽院」「四中務省」「六大蔵省」「十五穀倉院」「十九勸学院」の五点は、施設名の後に「舊地所出」の語が付く。表現がやや異なる「二十九條朱雀街所出」を加えると、計六点が採集地がわかっている瓦、おそらく平安宮・京の構造を知悉した貞幹が、採集地点を同定した瓦である。

このうち、四・六・十五・二十は刻印瓦で本物の可能性が高い（後述）。一は軒丸瓦、十九は丸菱叩を施した平瓦（？）片でおそらく本物。つまり、古瓦目録で施設・条坊名＋（舊地）所出で表記した瓦拓影は、採集地が明確な本物で、施設名だけを記載した「二神祇官」「三太政官」「五民部省」「七大學寮」「八雅楽寮」「九典楽寮」「十主計寮」「十一木工寮」「十二鴻臚館」「十三左京職」「十四檢非違使庁」「十六大極殿」「十七白虎樓」「十八春興殿」と区別できる。後者はすべて平安宮施設名を有する文字瓦で十一（図22―2）以外は捏造品と考えられる。二十一～二十四が左坊・右坊・警固・長で「所用今不可知」と記載された本物であることは前々項で述べたとおりである。

つまり、「中之」の「第三平安古宮城」収録の二四点の平安宮出土瓦のうちの捏造文字瓦は、記載方式でほぼ区別できる。このような区別は、各拓影に所用施設名を傍書した貞幹『古瓦譜』や「無佛齊古瓦譜」にはない。要するに、貞幹は収録した捏造文字瓦を承知しており（採拓した本人なので当然だ）、それは最初期に作成した「中之」では、冒頭の目次（古瓦目録）における記載法で区別されていたのである。

なお、「中之」の「一八省院豊楽院舊地所出」の軒丸瓦は、「国会附録」

や「天一」で「真言院廢址瓦」と傍書されている。貞幹『古瓦譜』には同じ拓影に異なる傍書がある例が散見する。藪中は「出土地の記載が異なるのは、書き間違い、写し間違い、同じ場所だが表示を変えたこと、瓦譜が長期間にわたって制作されたための勘違い、記憶違い。他人から借りた瓦、譲られた瓦、さらに購入の際に誤って伝えられたことなどが考えられる」と説明する「藪中二〇一八」。しかし、前項で述べた凸字「警固」瓦における「古宮城瓦而所用今不可知」「警固所」「大宿直廢址」の違いは、記載文字内容にかかわる解釈の進展あるいは新たな誤解を反映しており、貞幹の古瓦研究成果を理解するには単純な間違いと決めつけず、違いが生じた背景を個別に検討する必要がある。豊楽院と真言院の違いも、豊楽院の北に真言院が所在する事実を踏まえれば、採集地点がいずれに該当するのか迷い、瓦自体から真言院を妥当と考えた結果と考えることもできる。

図1―5「鴻臚館」 古代日本における外国使節接待機関（迎賓館）として設けられた鴻臚館は、玄蕃寮が管轄した。ただし、鴻臚館の呼称は平安時代になってから現れ、それ以前の対外的な迎賓館は筑紫館・難波館・三韓館・高麗館などが、筑紫（大宰府）と中央（難波京など）にあったと考えられる。それ以外に、高句麗使節を迎えたとする山背国相楽館や、おもに渤海国を応対する能登国「客館」、越前敦賀津の「松原客館」の名も史料にあるが実態は明らかではない。

これらの対外的迎賓館のうちで、現在、位置や所用瓦がわかっているのが筑紫鴻臚館と平安京鴻臚館である。前者は福岡市中央区福岡城内にあり、平和台球場改築にともない福岡市教育委員会が発掘。北館・南館からなる七世紀後半～八世紀の筑紫館と平安時代の鴻臚館に関わる中枢施設の遺構変遷や便所遺構が明らかになった「菅波

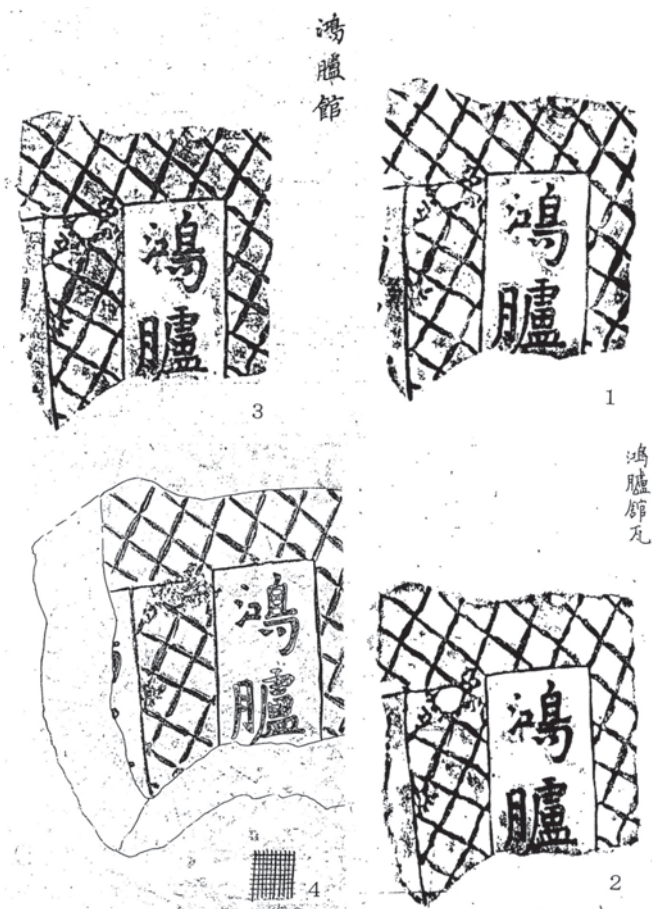


図8 貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「鴻臚」瓦

1[中之] 2[国会] 3[天二]
4京大本「古瓦図」所掲の凸字「鴻臚」瓦

1～4は、破片形態や文字の位置から見て、同一個体の拓本とその臨写である。「無佛齊古瓦譜」図1～5も同一個体だが摩耗して不鮮明となり、「鴻」のさんずい等に墨入れした可能性、部分的に彫り直した可能性がある。藪中では同じ正凸字「鴻臚」を28本中23本の貞幹『古瓦譜』に認めたが、その中で文字彫り直しは指摘していない[藪中2018]。斜格子で囲む縦長の枠内に正凸字「鴻臚」を配した文字瓦は、北部九州における平安時代文字瓦の特色をよくとらえる。左端の別文字枠にも「鴻」字の右端らしき表現があり、文字が2字で終わらず3字以上になることがわかる。しかし、左枠の右に接する斜格子は右の「鴻臚」枠の右に接する斜格子とまったく異なる。つまり、ここでも図6で指摘した長大な叩板を繰り返し押捺するのが北部九州産文字瓦の特徴である事実は気づかれていない。筑紫鴻臚館でも平安京鴻臚館でも同じ文字瓦は出土せず、貞幹が捏造した可能性が高い。1は古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 十二 鴻臚館」と登録するので、平安京鴻臚館所用瓦として捏造したことになる。

二〇一八・二〇一九。筑紫鴻臚館跡では「平井」「左」「賀茂」「大国」「伊貴作瓦」「今行」「門司」など、従来から知られていた北部九州的特色をもつ斜格子叩目に囲まれた凸字文字瓦（平瓦の場合は桶巻作り）の出土は報じられているが、正凸字「鴻臚」瓦は出土していない。叩板による文字瓦は同じものが多数出土するので、本例を疑問視した最大の理由である。図1～5は従前の「鴻臚」瓦（図8）より摩耗が進み、彫り直しや墨入れをおこなった痕跡が認められ、捏造行為が鮮明となった。

一方、平安京鴻臚館は朱雀大路をはさんだ東西、すなわち左京七条一・二坊と右京七条一・二坊に位置する「『大内裏図考証』第

二五卷」。そのうち西鴻臚館跡の発掘で多量の瓦が出土した「鈴木一九八七・一九九四」。貞幹は凸字「鴻臚」瓦を平安京鴻臚館所用瓦と考えたが、同地出土瓦には凸字「鴻臚」瓦はない。図8で指摘したように、貞幹の捏造と考えれば整合する。なお、西鴻臚館跡の発掘では、平城宮式・難波宮式・長岡宮式の軒瓦が多数出土し、本来は長岡宮内裏あるいは西方官衙の所用瓦を再利用した可能性が提起されている「鈴木一九八七」。しかし、平安京所用瓦においては、旧京から移転した同じ条坊あるいは同じ施設の瓦を再利用する現象が見られるので、旧京の迎賓館施設から再利用した可能性もある「上原一九九四b」。

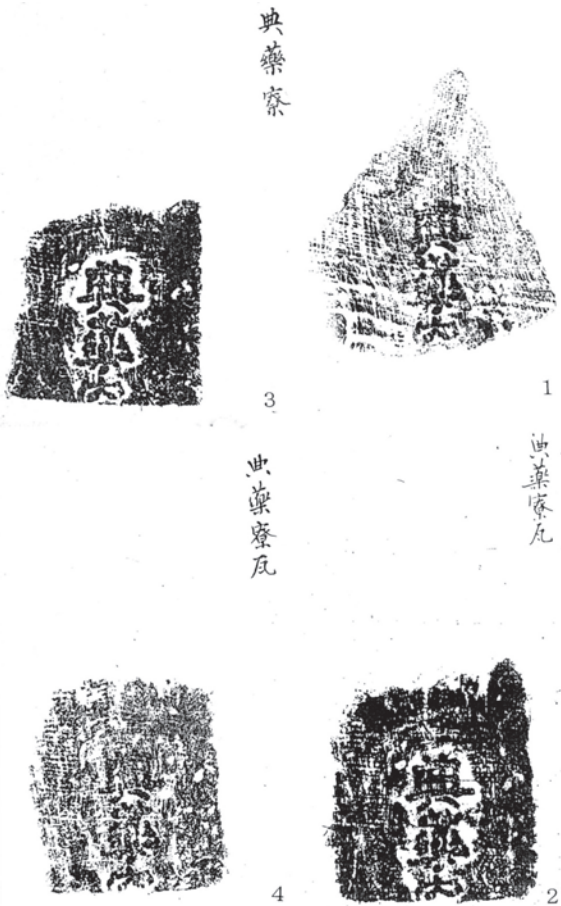


図9 貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「典薬寮」瓦

1[中之] 2[国会] 3[天二] 4[宮城]

平瓦凹面に正凸字「典薬寮」とあり、いずれも「寮」字下半部を欠く点が共通する。2～4は布目や平瓦片の輪郭に若干の差があるが、布目以外の凹み（拓本で白い点となる）まで共通し、同じ平瓦片をベースとしたと認定できる。しかし、古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 九 典薬寮」と登録された1は、瓦片の輪郭や布目がまったく異なり、二重採拓法による捏造とわかる。2・3は周囲を白ヌキにして文字が映えるようにしており、文字型を先に、瓦片を後で採拓したと判断できる。図1～6も寮字下半部を欠く点は同じだが、拓影が朦朧としているだけでなく、「典」字が丸みを帯びるなど図9と異なる文字型あるいは同じ文字型でも、彫り直した可能性がある。また、ベースにした平瓦片も本図掲載の拓影と異なるかもしれない。藪中は同じ正凸字「典薬寮」を28本中の25本の貞幹『古瓦譜』で認めたが、文字型や破片形態の違いはふれていない[藪中2018]。図1-5(太政官)・8(鴻臚館)・10(左京)・13(神祇官)とともに、「無佛齐古瓦譜」の成立年代を暗示する。

図1-6「典薬寮」 典薬寮は宮廷に勤務する役人の医療、医療関係者の養成、薬園・茶園・枸杞園・乳牛院などの管理を担当し、宮内省に属した。天皇の医療に直接関わる中務省内薬司もあつたが、寛平八(八九六)年に併合し、朝廷の医療全般を掌握した。平安宮では左馬寮の東、造酒司の南にあつて方四〇丈を占めた[『大内裏図考証』第二六卷]。図9で解説したように、貞幹『古瓦譜』に掲載された正凸字「典薬寮」瓦は二重採拓法で捏造されたもので、「無佛齐古瓦譜」所収の図1-6は他の貞幹『古瓦譜』と使用した文字型が異なるか、彫り直した可能性があり、ベースにした平瓦片も違うらしい。

図1-7「大蔵省」 『職員令』によれば大蔵省は出納、諸国調および銭・金銀・珠玉・銅鉄・骨角齒・羽毛・漆・帳幕、権衡度量、売買估

価、諸方貢獻雜物事を職掌とし、金銀銅鉄・塗飾・瑠璃・玉作を担当する典鑄司、薦・牀・簀・苦の製作と敷設などを担当する掃部司、漆塗りを担当する漆部司、衣服を縫う縫部司、錦・綾・紬・羅の織成と染織を担当する織部司の五司を配下に置いた。大和政権下でも内蔵・斎蔵とともに三蔵と呼ばれ、『古語拾遺』によれば諸国貢調の増大に対応して雄略朝に成立。秦氏が出納、東西文氏(漢氏)が帳簿勘録、蘇我麻智宿禰が三蔵を檢校したという。律令制下でも會計担当部局と位置づけられたが、予算編成権などが民部省に移つたため、役所機能としての重要性は薄れた。平安宮西北部に位置し、兵庫寮の南、図書寮の北、采女司の東にあつて、庁の規模は方四〇丈と平均的だが、多数保有する大蔵正倉(収蔵庫)は宮の北端中央で東西約二〇〇丈を占めていた[『大内裏図考証』

大蔵省廢址瓦



図10 『古瓦譜』にみる「大蔵省」「大膳職」瓦

1[中之]刻印「大」 2・3[国会附録]唐草文軒平瓦・重圏文軒丸瓦
4[都二](京大本「古瓦譜拾遺」)窺書「大」

貞幹『古瓦譜』には各種の「大蔵省」瓦が登録され、古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 六 大蔵省舊地所出」と登録された1は、本物の刻印瓦の可能性が高いが、同印の出土例は未確認である。しかし、「大」字だけで大蔵省の略とは主張しにくく、[都二]は窺書「大」(おそらく本物)を「平安古宮城 大膳職廢址瓦」と登録する(4)。貞幹も刻印「大」が「大蔵省」を示すと強く主張するつもりはなかったようで、[中之]以外5本の貞幹『古瓦譜』に収録されたに留まる[藪中2018]。なお、藪中は[都二]を「貞幹以外の人物が、貞幹本にない瓦を集めて『古瓦拾遺』としてまとめた」とする。貞幹『古瓦譜』は、「大蔵省」瓦として軒瓦を複数登録するのが特徴的である。藪中によれば、大蔵省の重圏文軒丸瓦は二種登録され、[尚古]は重圏文軒平瓦も一緒に登録する。重圏文軒瓦の同範認定は難しく、図1-7の拓本は不鮮明で、他の『古瓦譜』収録の重圏文軒丸瓦と同一個体か否か確言できない。

第二五卷

平安宮所用瓦を主体とした貞幹『古瓦譜』は、おもに文字瓦を掲載し軒瓦は少ない。本書も二〇点の拓影のうち一六点(「春興殿」を除くと一五点)が文字瓦で、ほかに軒丸瓦・軒平瓦各一点、赤色顔料で採拓した布目瓦片二点があるにすぎない。一方、『仏刹古瓦譜』には軒瓦が多いが、そのなかでも鎌倉時代以降に隆盛する所用寺院名を瓦当面に配したものが顕著である。所用寺院名すなわち供給先を記した瓦が多い事実は、平安宮文字瓦の理解に関わる貞幹の信念を支えたはずである。しか

し、本例は数少ない平安宮の軒丸瓦である。

図1-7は中心に点珠のない無心の三重圏文軒丸瓦で、青梓に規制されて右端を採拓していない。無心の三重圏文軒丸瓦は後期難波宮(聖武朝難波宮)に普遍的で、長岡宮や平安宮でも遷都にともなう再利用瓦が出土するが、単純な文様のため拓影で同範・同文認定は難しい。拓影の直径が一六cm前後、第一圈内径が三cm前後、第二圈内径が七cm前後、第三圈内径が一〇cm前後であることから、六〇一一A型式軒丸瓦が比較的近い「奈文研二〇一四」。藪中によれば、貞幹『古瓦譜』は「大蔵省」

瓦として刻印「大」、三重圏文軒丸瓦二種、重圏文軒平瓦、唐草文軒平瓦、剣頭文軒平瓦を収録するが、収録した『古瓦譜』は二八本中の八本にすぎない「藪中二〇一八」。

図1—8「左京築垣」および図1—9「右京築垣」 明和四(一七六七)年に「中之」本を作成した時点では「所用今不可知」と解説したが、以後「左坊」を左京築垣の所用瓦、「右坊」を右京築垣の所用瓦とする考えは、晩年に至るまで貞幹が抱いていた『好古日録』、図3十五丁前頁。出土文字瓦は供給先を表していると考えた貞幹にとって、当然の帰結である。しかし、池田瓦屋で「右坊」「右坊城」「右坊小」などの文字瓦が一括出土したことから(図13)、同文字瓦が造営担当官司すなわち修理左右坊城使を示すことは確実となった「大谷高等学校法住寺殿跡遺跡調

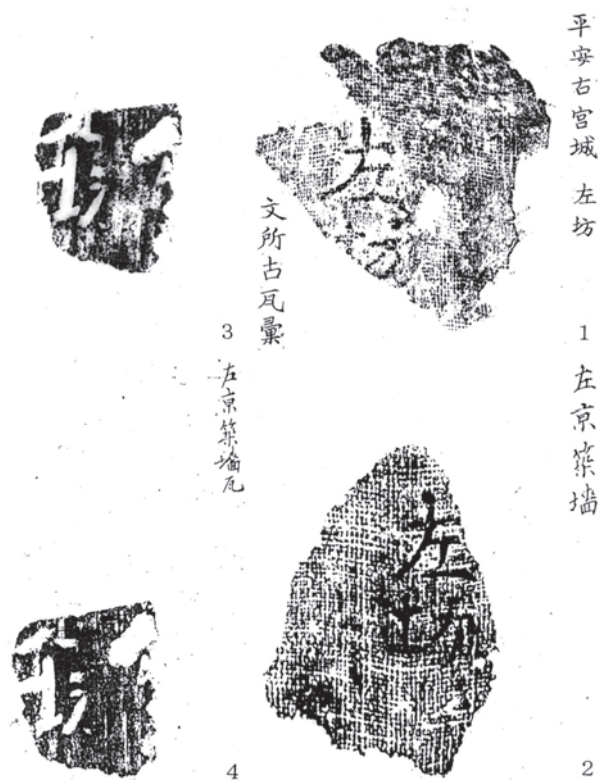


図11 『古瓦譜』にみる「左坊」関係瓦

- 1 元文5年「文所古瓦彙」所収「平安古宮城」正凸字「左坊」
2[天二] 3[中之] 4[国会]

古瓦譜目録は3を「廿一 左坊」と登録し、図12-1「廿三 警固」「廿四 長」と合わせて「左坊以下四品 古宮城瓦而 所用今不可知」と解説する。しかし、以後の貞幹『古瓦譜』は、左坊を「左京築垣」(2・4)、右坊を「右京築垣」と傍書し(図12-3・4)、両者を築地塀所用瓦と考えた。晩年の『好古日録』も左坊を「左京築垣瓦」、右坊を「右京築垣瓦」と説き(図3)、首尾一貫している。ただし、貞幹が「左坊」と解した3・4は、図13-5・図12-3と同印で、正凸字「右坊」を誤読したものだ。奈良文化財研究所蔵の元文庚申陽月(元文5(740)年10月)の紀年がある「文所古瓦彙」や「天二」など11本の『古瓦譜』に収録された正凸字「左坊」(1・2)は出土例と字体や文字の位置関係が微妙に異なる。藪中によれば、「尚古」収録の2と同一個体の拓影は文字を筆でなぞっているという[藪中2018]。

図11—2は『好古日録』図3十五丁前頁中央上段の「左坊」字と同じだが、「無佛齊古瓦譜」図1—8は字形がかなり異なる。図1—8は破片の形や文字の位置は図11—2と共通するが、布目が見えない点や文字周囲が白く抜けている点など不自然である。図11—2は本物と思われるので、図1—8は墨入力で文字を鮮明にしたのかもしれない。凹

查会一九八四」。

修理左右坊城使は平安宮修理を目的とする修理職に対し、おもに京内整備を目的とした造営官司で、弘仁年間(八一〇—八二四年)に設置され、仁寿二(八五二)年三月廿日に木工寮に併合。貞観十五(八七三)年十月十日に復置され、寛平二(八九〇)年十月十六日に修理職に併合された「松原一九七八」。「右坊」字瓦にともなう軒瓦は明らかではないが、九世紀中頃—一世紀中頃における中央官衙系瓦屋の軒瓦の変遷を四段階にわけた植山茂は、中心飾に「右」字を置く池田瓦屋産の唐草文軒平瓦を二段階とし、仁和寺円堂院創建時である一〇世紀初頭前後の年代を与えた「植山一九九九」。栗栖野瓦屋では「栗」字、小野瓦屋では「小乃」字、不明瓦屋では「左」字を中心飾に置いた唐草文軒平瓦が生産された時期に当たる。



図12 貞幹『古瓦譜』にみる正凹字「右坊」瓦

1[中之] 2[中之] 3[国会] 4[天二]

〔中之〕の古瓦譜目録は、2を「二十九條朱雀街所出」、1を「廿二右坊」と登録する。1は図13-6・9に似ており、2は図13-19と字形が異なるが、「右坊城」の上半を欠いた破片の可能性が高い。3は図13-5に、4は図13-7に近いが、同印とは断言しにくい。1・2は〔中之〕のみに、3は貞幹『古瓦譜』28本中18本に、4は28本中11本に収録されている〔藪中2018〕。

除外されている。

左京職は朱雀大路東・姉小路北の方一町、右京職は朱雀大路をはさんだ対称位置にあったが、建物施設の具体像を示す史料はほとんどない。「大内裏図考証」第二七巻。貞幹が左京職所用瓦と理解した正凸字「左京」瓦の出土例はないが、貞幹『古瓦譜』は二八本中二四本に同じ拓影を掲載する「藪中二〇一八」。「右坊」「左坊」を対で確認した貞幹は「右京」瓦も想定したはずだが、貞幹『古瓦譜』には掲載されず、出土例も確認できない。しかし、右京職推定地（右京三条一坊三町）は敷地の六割以上が発掘されており「伊藤一九九九、平尾・山口・上村二〇〇二など」、建物跡・井戸跡など平安時代前期の遺構も確認されている。瓦も若干出土し、隣接地では「右坊」字瓦も出土しているが「右京」字瓦は出土しない。むしろ、「計帳所」「右籍所」「籍所」など右京職の職掌に関わる史料にない部署名を記した墨書土器が目される。

字「右坊」（図1-9）は字体がやや異なるが、図12-4と同一破片と思われ、本物の凹字「右坊」図13-7にほぼ相当する。「右坊」瓦は池田瓦屋でまとまって出土したが、「左坊」瓦の出土例は少なく、朝堂院や高陽院（左京二条二坊）で凸字「左坊」瓦が報じられているにすぎない「京都市一九八三」。

図1-10「左京職」 京職は二官八省に属さない京官で、「京戸口名籍、字養百姓、糺察所部、貢奉、孝義、田宅、雑徭、良賤、訴訟、市塵、度量、倉廩、租調、兵士、器仗、道橋、過所、闕遺雜物、僧尼名籍事」を担当した（『職員令』）。すなわち京内の行政・司法・警察を広範に担当する。具体的な職掌は国司（外官）と似ているが、二官八省と重複する分野は

図1-11「檢非違使廳」 檢非違使は軍事・警察組織として九世紀前

半に新設された令外官。当初は衛門府の役人が兼任し、左右衛門府内に左右檢非違使庁を置いたが、寛平七（八七五）年二月には「合理化を図って左庁に統合した（須於左右府、停所行之政、以左政舍便為使廳、毎日勤行、令無擁滞）」『政治要略』六一「糺彈雜事」。『大内裏図考証』第二八巻は京内の檢非違使庁所在地を「都城諸図、檢非違使庁、左京近衛



図13 池田瓦屋出土「右坊」関連文字瓦各種 [大谷高等学校法住寺殿跡遺跡調査会 1984]

法住寺殿は後白河法皇の御所跡として遺跡登録されているが、その推定地の発掘調査では、法住寺殿南殿あるいは后(女院)建春門院が発願した最勝光院に関わる園池以外に、それに先行する9世紀後半～11世紀中葉の瓦窯跡3基が検出されている。木村捷三郎は『延喜木工寮式』にある栗栖野瓦屋・小野瓦屋と同様、本瓦窯跡が平安宮などに関わることに注目し、地名から「今熊野池田瓦屋」あるいは「池田瓦屋」と命名した。ここでは後者を採用したが、出土文字瓦を根拠に「右坊城使造瓦所」と呼べるかもしれない。

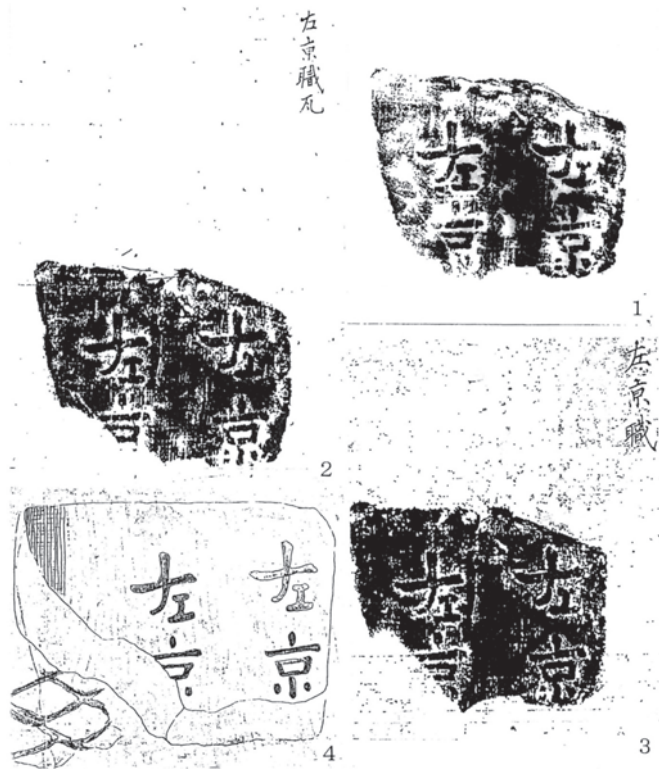


図14 貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「左京」瓦

1[中之] 2[国会] 3[天二]

4京大本「古瓦図」所掲の凸字「左京」瓦

破片形態や文字位置や字体から、1～3は同一個体で、4もそれを臨写する。4から凸面は斜格子叩きとわかる。2つ並んだ刻印文字は細部が異なり、平瓦凹面に同印を2度押したのではない。同印例が出土しないことと合わせ、捏造品と判断する。図1～10は破片形態や文字位置は本図と共通するが、字形が異なり、彫り直しあるいは拓影に墨入れした可能性がある。1は古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 十三 左京職」と登録する。

根拠らしい。「無佛齊古瓦譜」の「大理」字(図1-11)は読みにくいだが、同一個体の拓影(図15-2-4)は二八本中二一本の貞幹『古瓦譜』で確認されている「藪中二〇一八」。なお、貞幹『古瓦譜』を切り抜いて「平安古宮城廢址瓦 十三品」と題し、自分の法金剛院『古瓦譜』「山本一九八〇」の「古瓦集五」に貼付した宝静誉順は「大班」と傍書した。

貞幹『古瓦譜』収録の「検非違使庁瓦」は三種ある。かすかに布目が見える瓦片に裏凸字「大理」刻印が四つが並ぶ図15-1は、「中之」本だけなので真偽を判断しにくい。多くの貞幹『古瓦譜』に収録された図15-2は、凸面縄叩目から文字が浮き、右側が剥落するなど不自然な点が多く、二重採拓による捏造瓦と思われる。図15と比較すると、図

1-11は文字周囲を白く抜いて鮮明にしているが、字形が異なり、文字型を彫り直したか墨入れした可能性があるだろう。未見だが藪中が調査した「裏松」本(東京大学史料編纂所蔵『古瓦譜』一冊本)には、「不明」として縄叩目平瓦片に凸裏字「大理」一字の刻印瓦が収録されているという「藪中二〇一八」。

正凸字「理」印瓦 『好古日録』「古瓦文字」項は、裏字「大理」とともに正字「理」も「検非違使廳」とする(図34四丁後頁左下)。正凸字「理」を平瓦凹面に押捺した「国会附録」(国会図書館三冊本のうち「古瓦譜附録」と題した冊子本)所収図15-5と同一個体を、「尚古」は

北、堀川西一町」と記載するが、『拾槐抄』は左衛門府を「鷹司南大宮 東近衛北堀川西」すなわち左京一条二坊二七町、使廳を「近衛北堀河西猪熊東」すなわち同七町と記載するので、左衛門府の東半部が検非違使庁だったことになる。しかし、『山槐記』の著者・藤原(中山)忠親が検非違使別当に任ぜられた時は、左京三条二坊五町にあった自邸(三条堀河邸)に庁屋を建てて対応。庁屋は別当(大理職)辞任後は因幡堂に施入された(『山槐記』治承三(一一七八)年正月(二月)条)。

裏凸字「大理」を検非違使庁所用瓦と解釈したのは、四等官の長官に相当する別当の唐名が「大理卿」である(『拾芥抄』『職原抄』)ことが



図15 貞幹『古瓦譜』にみる「檢非違使庁」瓦

- 1[中之] 2[国会] 3[宮城]
- 4[天二] 5[国会附録]

古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 十四 檢非違使廳」と登録する1は、平瓦凹面に裏凸字「大理」4つを並列。不鮮明で他と同印か判断しにくい。縄叩き平瓦凸面に裏凸字「大理」2つを並べた図1-11と同一個体は、貞幹『古瓦譜』に普遍的である(2~4)。しかし、縄叩目の凹凸を無視して凸字が浮き出るのは、二重採拓の結果である。また、4と図1-11において、右側「大理」右半分が不自然に剥落するのも文字型が別にあるからだ。『好古日録』「古瓦文字」頁では、奈良時代の「修理司」に関わる文字瓦である正字「理」も「檢非違使廳」とする。5の傍書は「三條朱雀街掘地所出」であるが、藪中が紹介した[尚古]本は同一個体を裏凸字「大理」とともに「檢非違使廳」瓦とする。

裏凸字「大理」とともに「檢非違使廳」瓦と傍書する「藪中二〇一六」。しかし、図15-5は「三條朱雀街掘地所出」、「天一」は同一個体を「朱雀西三條南掘地所得」と傍書し、檢非違使庁瓦と解説しない。朱雀西三條付近は『大内裏図考証』が指摘した檢非違使庁所在地と離れており、「国会附録」や「天一」がこれを檢非違使庁瓦としなかったのは、瓦採集地を無視できなかったためだろう。「中之」以降でも、採集地を尊重することは貞幹の基本姿勢だったと思われる。当然、それは晩年における信念のゆらぎをもたらすことになる。

なお、拓本が不鮮明なため同印例を確定できないが、図15-5と同じ正凸字「理」刻印瓦は平城宮出土例で一二種類確認できる「奈良文

研一九七七」。長岡宮・京「向日市教委一九八七」や平安宮・京でも出土するのは、平城宮瓦を再利用した結果である。山崎信二は正凸字「理」刻印瓦、正凹字「修」刻印瓦とC字上向中心飾に正凸字「修」を置いた飛雲文軒平瓦、「人」「冬」「王」「里」「田」「矢」「司」「伊」「目」等々の刻印瓦を神護景雲二(七六八)年から延暦三(七八四)年の長岡遷都以前に属すると考えた「山崎二〇〇二」。これらを一括して年代づけられるかどうか疑問だが、少なくとも正凸字「理」と正凹字「修」は松林苑築地西南隅(四次調査区)で五八点がまとまって出土しており「檀考研一九九〇」、「修」「理」が一群であると推定「森一九八〇」を裏付けた。「修理司」設置期間を神護景雲二年〜宝龜九

(七七八)年とすれば「松原一九七八」、貞幹が『好古日録』で文字瓦は平安時代以降に現れた(「至古ノ屋瓦文字ナシ。六七百年來間文字アルモノアリ」図3)と考えたのに反し、貞幹『古瓦譜』は奈良時代の文字瓦も収録していたことになる。

図1-12「外記廳」 外記は太政官に属した主典相当官の職。少納言のもとで詔勅(内務省の内記が作成)の校勘、天皇に上げる奏文の作成などを担当した。外記庁は内裏外郭の東面中門(建春門)の東にあり、南所・一本御書所・釜所・内豎所とともに東西二〇丈、南北三九丈の区画を形成していた(『大内裏図考証』第二一卷)。

本書所収の「外記廳」瓦は、赤茶色顔料で採択した布目瓦小片である。同じ破片の拓影は寡間にして遭遇しておらず、藪中が集成・網羅した貞幹『古瓦譜』の「ほぼすべての拓影」にも同じ拓影は掲載されていない。ただし、貞幹『古瓦譜』の外記庁瓦には、「尚古」本ほか六本に掲載された丹波系軒丸瓦(外記庁A)、「尚古」本ほか四本に掲載された格子叩平瓦片二種(外記庁B・C)、「尚古」本ほか三本に掲載された布目瓦片(外記庁紫褐料瓦A)があり、「外記庁紫褐料瓦は他に三種類ある」(外記庁紫褐料瓦B・C・D)とのことで「藪中二〇一八」、未掲載のB・C・Dのなかに図1-12と同一個体の拓影があるかもしれない。

貞幹『古瓦譜』には、「紫褐料瓦」「碧料瓦」「白料瓦」「黒料瓦」など瓦の色調を特記した瓦拓影が収録されている。「碧料瓦」はおもに緑の顔料で、「紫褐料瓦」はおもに赤茶色の顔料で採拓する。本書では図1-12以外に図1-20も赤茶色顔料で採拓する。図1-12・20は「外記廳」「又」と傍書するだけだが、所用官司・殿舎名とともに屋瓦料も併記するのが貞幹『古瓦譜』の原則である。ただし「中之」は屋瓦料名を特記した瓦を収録しておらず、顔料の色を変え採拓するのは安永五

(一七七六)年以降のことになる。『好古小録』(「雑考七」)では「屋瓦料ヲ用ルハ、平城宮殿ニ始ルナラム。余、乃樂二条ノ北ノ田間ニシテ、碧料瓦ノ小片ヲ得タリ。其製、恭仁宮ノ廃址ニ出ル者ト同ジ。平安太極殿亦、碧料瓦也。廃址希ニ、破壊スル者ヲ出ス。又紫褐料瓦、平城宮ノ廃址ニ存ス。西京薬師寺ニモ出。平安ニテハ外記庁ノ廃址ニ出。又黒料瓦アリ。大学寮ノ廃址ニ出ル者、密緻堅実、石ノ如シ」と解説する。

碧料瓦について 平安太極殿の碧料瓦が緑釉瓦を意味することは、貞幹『古瓦譜』に収録された緑色顔料で採拓された軒丸・軒平瓦が、栗栖野瓦窯産緑釉瓦であることから間違いない。ただし、軒平瓦拓影は実物ではなくレブリカで採拓したようである。また、碧料瓦の初現と貞幹が認識した乃樂二条ノ田間で採集した碧料瓦ノ小片とは、平城宮東院玉殿に葺いた瑠璃之瓦(三彩瓦?)(『続日本紀』神護景雲元(七六七)年夏四月癸巳条)であろうか。ただし、宮外ではあるが、平城京左京二条二坊十二・十三坪でも三彩瓦・緑釉瓦が出土しており「奈良市教委一九八四」、乃樂二条ノ田間の候補地となる。なお、恭仁宮ノ廃址出土瓦と作りが一緒であるという説明は理解できない。また、『好古小録』は明記しないが、貞幹『仏刹古瓦譜』は仁和寺円堂の碧料瓦(瑠璃瓦)を収録する。延喜四(九〇四)年創建の仁和寺円堂院に緑釉瓦が葺かれたことは、木村捷三郎が確認している(「木村一九三八・三九」)。

平安宮太極殿に緑釉瓦を葺いた事実は、貞幹以後の古瓦譜においても、収録した太極殿瓦が緑色顔料で採拓されたり、緑色インクで印刷され、近世・近代の古瓦愛好家が共有した知識だった。『大内裏図考証』第三之上巻における「太極殿」項では、建物説明の冒頭に「碧料瓦」として「廢趾、今猶出碧料瓦、花頭菊紋瓦 圓徑六寸、牝瓦紋水脚 厚三寸、廣一尺二寸」と解説する。同書において所用瓦の法量まで記録した唯一

の例で、碧料瓦という用語を含め貞幹が関与したことは疑いない。

明治二十八（一八九五）年、平安宮大極殿を縮尺八分の五で再現した平安神宮本殿が創建され、屋根全体を緑釉瓦で葺いた。設計は伊東忠太等がおこなったが、緑釉瓦屋根は貞幹をはじめとする近世考証学の成果を踏まえた復原であろう。ただし、この復原は誤っている。平安宮の緑釉瓦は軒瓦・丸瓦・熨斗瓦・鷗尾などに限定され、屋根の輪郭を縁取るように緑釉瓦を葺いた事実は一九九〇年代になってようやく共通認識となった「角田監修一九九四、上原一九九七」。碧料瓦が単なる瓦片の色調説明ではなく、屋根景観を射程にした語なら、貞幹が『古瓦譜』や『好古小録』で述べた屋瓦料とは一体何だろうか。

紫褐料瓦とは何かⅠ 藪中は「紫（赤）褐料瓦は窯の中で火あたりが強すぎて赤く変色した瓦」「白料瓦は生焼けの白色瓦、黒料瓦は二次焼成を受けて煤が付着した瓦と思われる」と、碧料瓦以外は偶然の産物と理解した「藪中二〇一八」。しかし、地中海の青空・白壁・赤屋根のように、瓦の色調は建物の外観や地域景観を決定づける。世界的には赤瓦が多く、基本的に偶然ではなく意図した色調である。貞幹が「屋瓦料」として瓦の色に注目したのが、単なる瓦片一点の色を解説したのではなく、屋根景観を考慮したことは、『大内裏図考証』太極殿の解説に貞幹が提案した碧料瓦が特記され、平安神宮の屋根にそれが反映された事実から推測できる。貞幹「訪古遊記」は、古い宮殿建築や部材は平城宮朝集殿Ⅱ唐招提寺金堂（講堂の誤）しか例がないので、遺跡に残る瓦を珍藏するのだと主張しており、建築と瓦は不可分と考えていた。また、確たる証拠はないが、日本の考証学が中国の影響で発展した以上、貞幹が明清の紫禁城に葺かれた瑠璃瓦に関する知識があった可能性、すなわち宮殿における建物施設の格が、屋根の色によって表現、荘厳された事実

「李・劉一九八七」を承知していた可能性も想定できる。

灰色瓦と赤瓦とが瓦当文様で区別できる飛鳥寺創建瓦（六世紀後葉）に関し、私は主要堂塔に灰色屋根・赤屋根の区別があった可能性を推定した「上原一九九七」。この区別は、古代須恵器が灰色を、中世陶器が赤色を基調とするように、還元炎と酸化炎の違いであろう。学生時代、常滑焼の展示館で中世陶器が赤い理由を、最後に焚口を壊して一気に酸素を補給した結果であると説明された。現在もこの説明が通用するのか知らないが、「警固」瓦をはじめとする北部九州産の平・丸瓦には赤瓦が少なくない。貞幹も『好古小録』『雑考三十五』において、硯に適した堅い瓦として、大学寮の黒料瓦などとともに、大宰府跡の紫褐色の瓦を挙げる。しかし、貞幹はこれを紫褐料瓦と表記しない。つまり、焼成差による発色の違いは屋瓦料の認定基準ではなかった。なお、寺院・官衙跡の発掘で赤瓦が出土すると、火事に遭った証拠と説く研究者もいる。火災で灰色瓦が赤変する場合は事実だが、瓦の色調だけで火災を説くのは早計である。

紫褐料瓦とは何かⅡ 還元炎・酸化炎の違いだけでなく、赤く発色する粘土や赤色顔料を意図的に使えば赤瓦は製作できる。大津宮の北に立地する南滋賀廃寺の創建瓦には、サソリ瓦の異名を持つ方形瓦以外に各数種類の素（単）弁蓮華文軒丸瓦と複弁蓮華文軒丸瓦がある「肥後一九二九・三二、柴田一九四〇、滋賀県教委一九七五、林一九八九」。概して方形瓦や素弁蓮華文軒丸瓦は赤瓦で、複弁蓮華文軒丸瓦は灰色瓦が主体である。とくに、中房蓮子を欠く素弁八葉蓮華文軒丸瓦（図16の1232A）は、かつて「全體が紅褐色を呈しているのは焼けた為ではなくこうした色の土を塗った為であらう」と解説された「肥後一九三一」。大津宮周辺寺院出土の素弁蓮華文軒丸瓦を体系的に検討し年代づけた北

村圭弘はこれを「酸化炎焼成の個体が目立ち、泥漿を塗布したような個体もある」と曖昧に記述しつつも、系譜的にまとまった一群として抽出できる事実を示した(図16)〔北村二〇〇九〕。大津宮周辺の穴太廃寺や大津廃寺でも、方形瓦や素弁蓮華文軒丸瓦は赤瓦を、複弁蓮華文軒丸瓦は灰色瓦を主体としており、瓦の種類で色調を区別した可能性が高

い。しかし、酸化炎焼成なのか、赤く発色する粘土や泥漿(スリップ)を使ったのか区別は難しい。一方、焼成後にベンガラなどで彩色した赤瓦は容易に認定できる。兵庫県西脇市上之段遺跡(野村廃寺)や八坂廃寺で出土した素弁六葉蓮華文軒丸瓦はベンガラを瓦当面に塗布した赤瓦である(図17)〔岸本二〇〇二、井内古文化研究室一九九〇〕。文樣的に

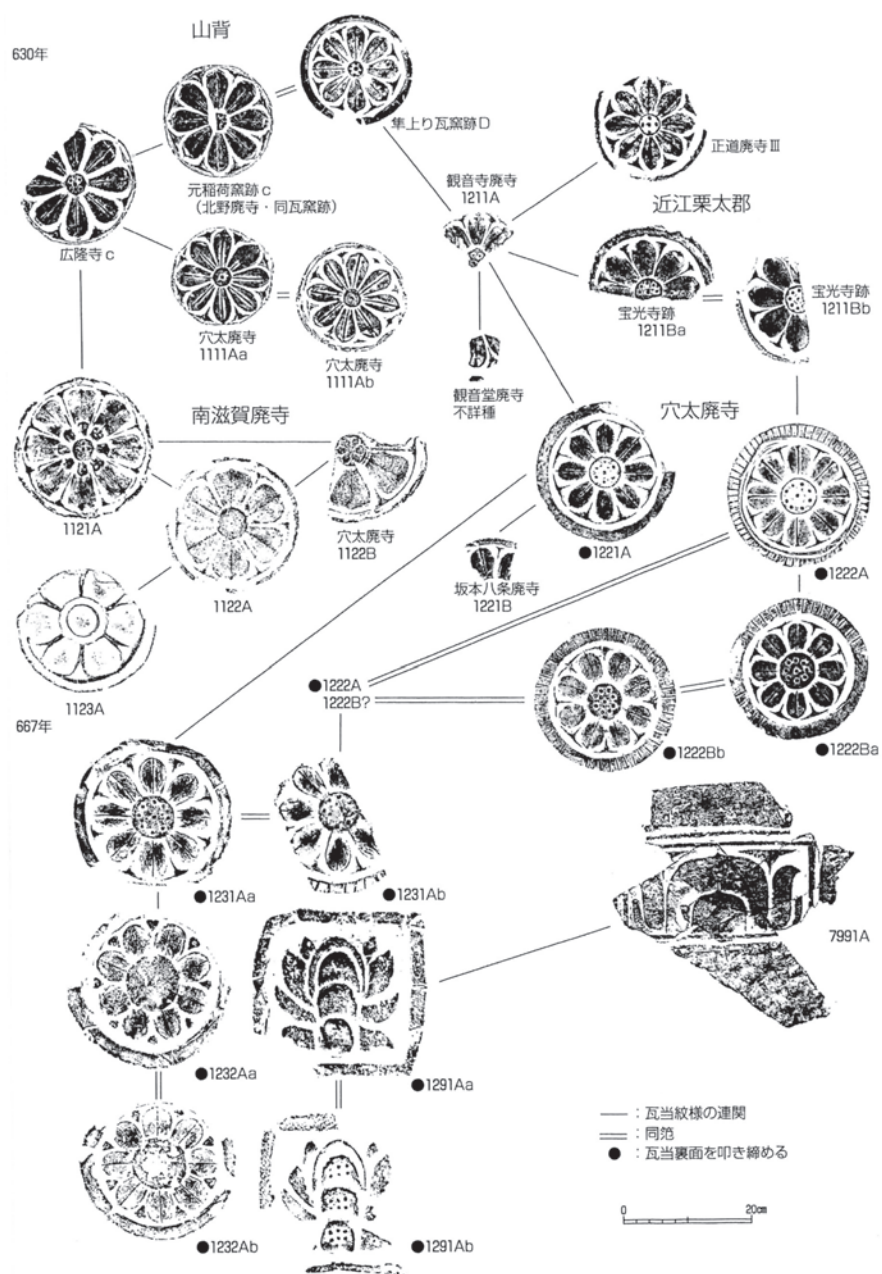


図16 大津宮周辺寺院における赤瓦の系譜〔北村2009〕縮尺約12分の1

南滋賀廃寺・穴太廃寺など大津宮周辺寺院の素弁蓮華文軒丸瓦は、豊浦寺に瓦を供給した宇治市集上り窯や北野廃寺に瓦を供給した京都市幡枝元稻荷窯で生産した有軸素弁8葉蓮華文軒丸瓦の系譜下にある。山背国に分布する祖型や南滋賀廃寺1121～23型式の素弁蓮華文軒丸瓦は灰色瓦で、酸化炎焼成もしくは泥漿(スリップ)を施した赤瓦は、●印のある瓦当裏面を叩き締めた素弁蓮華文軒丸瓦や方形瓦に顕著である〔北村2009〕。貞幹自慢の滋賀宮花頭瓦の硯は、皆は滋賀宮の瓦と言うが、実は滋賀寺廃址の瓦であると貞幹「訪古遊記」は指摘する。滋賀寺がどこか明確でないが、南滋賀廃寺の可能性はある。とすれば、大津宮周辺寺院に多い赤瓦を貞幹は見たかもしれない。

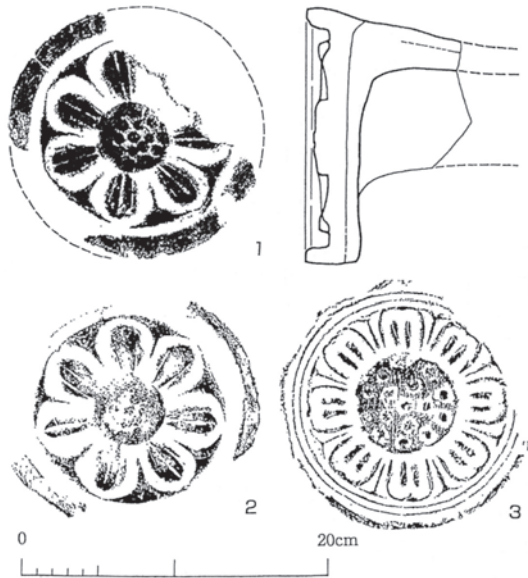


図17 兵庫県西脇市出土の赤瓦〔岸本2002〕縮尺5分の1

1 上之段遺跡(野村廃寺) 2・3 八坂廃寺

おもな創建瓦は法隆寺系複弁蓮華文軒丸瓦(3)だが、素弁7葉蓮華文軒丸瓦は瓦当面に赤色顔料(ベンガラ)を塗布して赤瓦とする(1・2)。文様的にも大津宮周辺寺院の赤瓦の系譜を引くものだろう。大津宮周辺寺院では生産窯の発掘で、川原寺系複弁8葉蓮華文軒丸瓦と方形瓦とが同時代と確認されており〔滋賀県教委1975〕、文様系譜的に素弁蓮華文軒丸瓦が先行(図16)しても、赤瓦と灰色瓦が共存して屋根景観を際立たせたと推定できる。野村廃寺や八坂廃寺の法隆寺系複弁蓮華文軒丸瓦と素弁7葉蓮華文軒丸瓦も同様であろう。

一方、黒料瓦に関しては、『古瓦譜』に大学寮瓦と多賀城瓦を掲載し「藪中二〇一八」、『好古小録』は大学寮の瓦を黒料瓦とする。しかし、『大内裏図考証』第二四之上・下巻では、大学寮廟門や廟堂、都堂などの建物が瓦葺だった史料を挙げるが、黒料瓦を使ったとは書かれていない。黒料瓦すなわち黒く発色する瓦の存在は、むしろ近年になって平城宮第一次大極殿復原に際して注目された「清野二〇〇四、奈文研二〇〇九」。すなわち「大極殿所用瓦は黒色を呈するよう、意図的に何らかの操作がおこなわれたことが明らかとなった」事実を踏まえ、古代中国の黒色磨研瓦、『营造法式』の青提瓦、日本中

も近江―播磨の赤瓦には系譜関係があるだろう。

貞幹『古瓦譜』は平城宮や外記庁の紫褐料瓦を収録しており、『好古小録』の記述と対応する。『仏刹古瓦譜』には西京薬師寺の紫褐料瓦も収録されており、これも『好古小録』に対応する。もちろん、大津宮周辺寺院出土瓦のように意図的な赤瓦ではなく、藪中が指摘した偶然の産物の可能性もある。しかし、偶然の産物と思っていたなら「屋瓦料」として特記する必然性はなくなる。やはり、明清の紫禁城を念頭に置き、屋根の色が建物の格付や荘厳に関わるという前提で、瓦の色調(＝屋瓦料)に言及した可能性は捨てきれない。

なお、飛鳥寺や南滋賀廃寺などで想定したように、赤瓦と灰色瓦が別の屋根を飾ったとは限らない。報告書「木津川市教委二〇一一」では無視されたが、高麗寺の南面築地や南門は川原寺式軒丸瓦と重弧文軒平瓦

の組み合わせを主体とする青灰色の瓦で葺かれていたが、南門屋根の大棟両端を飾った鴟尾は真っ赤に焼かれていた。木津川をさかのぼって平城宮等を目指した外国使節や物資交易担当官吏は、青い屋根に映える赤い鴟尾を目の当たりにしたはずである。「『京都新聞』二〇〇六年一月二三日」。鴟尾に赤焼き製品が少なくないのも、偶然の産物ではなく、色彩効果を意図したものと考えて、従来の出土資料を再検討する必要があると私は考えている。

黒料瓦とは何か 貞幹『古瓦譜』が指摘する碧料瓦や紫褐料瓦は、屋根景観に関わる貞幹の思いを反映すると私は推定する。一方、白料瓦に関しては『古瓦譜』に平城宮例を掲載するが「藪中二〇一八」、『好古小録』「雑考七」では言及されておらず、貞幹は晩年に撤回した可能性もある。しかし、瓦の接着に漆喰(石灰)を用いたり、白土で彩色した瓦もあるので、これを白料瓦と認識した可能性も「生焼け」説とともに提示できる。

世々近代のいぶし瓦などを比較検討した結果、平城宮第一次大極殿の屋根は「瓦の表面に淡路産粘土を塗布した試作瓦が、出土瓦の色調に最も近い色彩を示すことが明らかになった」〔奈文研二〇〇九〕。

平城宮第一次大極殿の屋根復原時に認識された黒瓦が、貞幹が提起した黒料瓦と同じとは断言できない。しかし、貞幹『古瓦譜』や『好古小録』に記載された碧料瓦・紫褐料瓦・黒料瓦の用語は、単なる個々の瓦片の色ではなく、建物屋根の色が貞幹の念頭にあったとすれば、両者には共通するものが想定できる。むしろ平城宮第一次大極殿の黒屋根は、貞幹の問題提起を受けたものではない。それは同報告が「これまで、瓦の色調に関する研究はほとんど皆無であり、今回の試みは古代瓦の研究としてもきわめて重要な視点を投げかける契機となった」と結んでいる〔奈文研二〇〇九〕ことからわかる。逆に言えば、屋根瓦の色に関わる研究史の空白は、貞幹の関心、問題意識、好奇心が飛び抜けて先駆的だったことを示しているのだ。

図1-13「神祇官」 神祇官は二官八省の筆頭官司で、祭祀を担当。諸国の官社を統括した。曹司は平安宮の南東部、郁芳門を入った南で、南北三七丈、東西三五丈を占める。内部は東院と西院とからなり、東院には北舎・後庁・南舎・井舎・大炊殿、西院には北庁・南舎・東舎・西舎・高蔵・御幣殿・八神殿・齋部殿などの建物があった(図18)〔『大内裏図考証』第一九卷〕。建物の葺材に関わる史料に遭遇していないが、檜皮葺に髪斗棟や葺棟を採用しても総瓦葺はないだろう。

凸字「神祇官」は貞幹『古瓦譜』二八本中一九本で確認され「藪中二〇一八」、出土品に類例はないので、捏造品と思っていた。しかし、異本を比べても破片の形状や字体、文字の位置に顕著な違いがないため、確証を得られなかった(図19)。藪中が気づいた「中之」における「神

據諸圖書、所考定、神祇官全圖

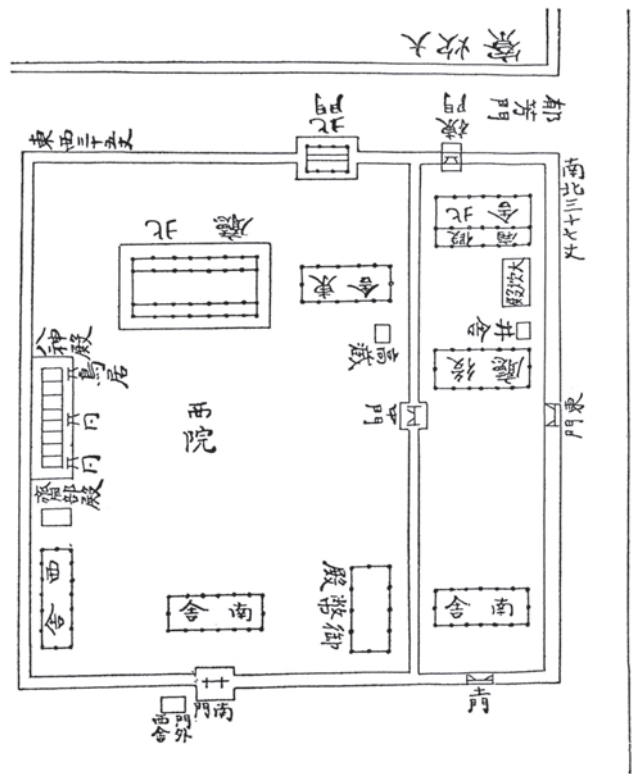


図18 神祇官建物配置〔『大内裏図考証』第19卷〕

諸書の記述を根拠に『大内裏図考証』が示した神祇官の全体図。各時代の記述が元になっているので、このような建物配置の神祇官が常時存在したとは限らない。

祇官」字の左に現れたしめすへの意味はよくわからないが、瓦片と文字型が別物である証拠かもしれない。とすれば、図1-13との違いから推定できる文字型の彫り直しとともに、「典葉寮」瓦(図1-6、図9)と同様、二重採拓法による捏造瓦と考えられる。いずれにしても布目圧痕の面に刻印すると、文字の高い部分は押圧が弱く布目が残ることが多いのに、凸字「典葉寮」瓦も「神祇官」瓦も文字は鮮明でも、高い部分に布目は残っていない。

図1-14「大學寮」 大学寮は式部省に属する官僚養成機関。宮外官衙で、二条大路南、三条坊門北、朱雀大路東、壬生大路西すなわち左

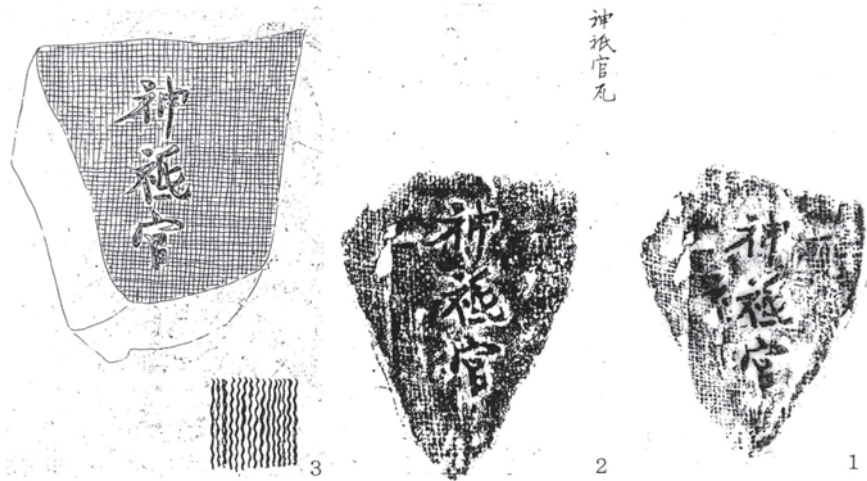


図19 貞幹『古瓦譜』にみる正凸字「神祇官」瓦

1[中之] 2[国会] 3京大本「古瓦図」所掲「神祇官」瓦

1・2と同じ正凸字「神祇官」瓦は多くの貞幹『古瓦譜』に掲載され、3の輪郭は1・2とやや異なるが、文字位置から同一品を臨写したと判断できる。つまり、凸字「神祇官」瓦は凸面縄叩目の平瓦凹面に刻印した文字瓦と認識されていた。古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 二 神祇官」と登録された1の「神祇官」字の左に現れたしめすへんは他の貞幹『古瓦譜』にない[藪中2018]。図1-13は破片形態や文字位置は同じだが、布目が見えず「神」字の作りや「官」字のうかんむりの形状が異なる。二重採拓法の文字型を彫り直した可能性が高い。

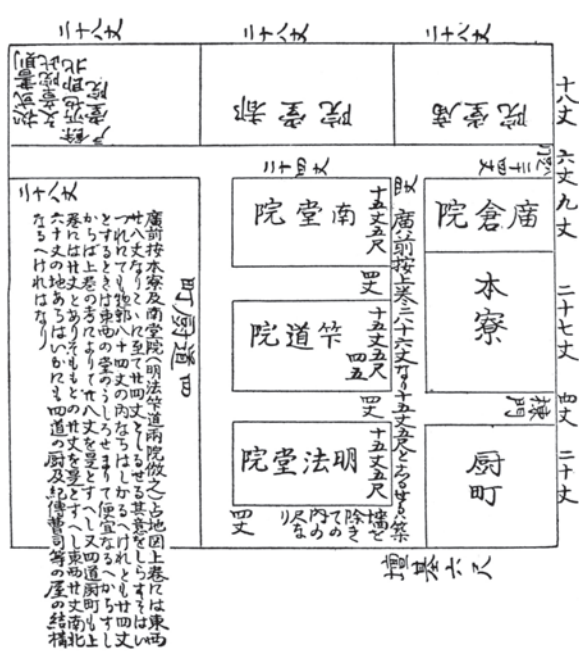


図20 大学寮諸堂占地【『大内裏図考証』第24巻】

大学寮を構成する廟堂院・廟倉院・本寮・厨町・都堂院・南堂院・算道院・明法堂院および四道厨町の占地を、諸書から考定した図。同巻では各堂院や本寮内部の建物配置も検討しており、かなり詳しい構造を解明しているが、黒料瓦を葺いた建物についての言及はない。

京三条一坊一・二・七・八坪を占めた。正庁（本寮）以外に、孔子を祀り積奠をおこなう廟堂院、分野ごとの教室（堂）と宿舍（西舎と東舎）からなる算道院や明法堂院などの四院と各院に対応する厨があった（図20）。少なくとも廟堂・都堂や門は瓦葺だったらしい。「大内裏図考証」第二四之上巻」。なお、『好古小録』「雑考七」は「黒料瓦ア

り。大学寮ノ廃址ニ出ル者、密緻堅実、石ノ如シ」と解説するが、『大内裏図考証』に貞幹の瓦観察成果を反映した記事はない。図21で解説したように、「無佛齊古瓦譜」の凹字「大學」瓦（図1-14）は、他の貞幹『古瓦譜』収録拓影（図21-2・3）と叩目、破片形態、文字位置がほぼ共通するが、「學」字上部の字形に差がある。貞幹『古瓦譜』二八本中二五本で同じ拓影を確認した藪中は、文字の違いをふれていない「藪中二〇一八」。京都大学『古瓦図』の臨写図（図21-4）も同一個体で、凹面布目、凸面縄叩目あるいは平行叩目（藪中は掻目とする）の平瓦凸面に押捺した「大學」字は字画が最も整い『好古日録』と共通する。不自然な叩目なので捏造品と考えていたが、元文五年

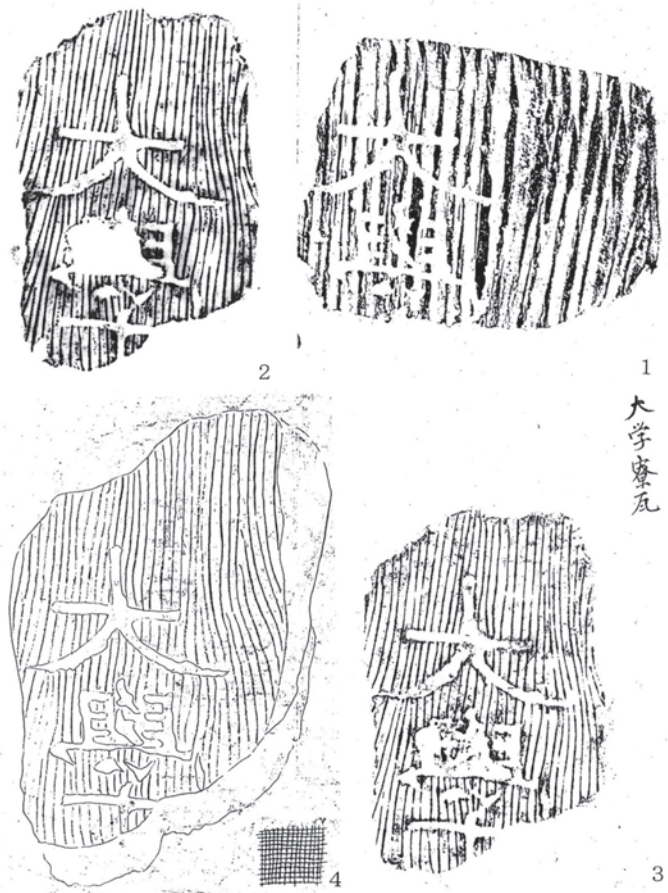


図21 各種古瓦図録にみる正凹字「大學」瓦

1元文5年「文所古瓦彙」所収「平安古宮城」凹字「大學」瓦
2[中之] 3[宮城] 4京大本「古瓦図」所掲「大學」瓦

図1-14は他の貞幹『古瓦譜』掲載の凹字「大學」瓦と破片形態や文字位置がほぼ共通するが、「學」字上部が2・3より明確に現れている。輪郭がやや異なるが、これを臨写したと思われる京大本「古瓦図」(4)の字画はさらに明確で、『好古日録』(図3十四丁前頁下)と共通する。4は裏の布目を図示し、刻印があるのは凸面で、不自然な条線の上に「大學」印を押捺したことになる。藪中はこれを「掻目痕瓦片」とする[藪中2018]。『文所古瓦彙』所収の凹字「大學」瓦(1)は「學」字上部が最も整い、『好古日録』と共通するが、破片形態や文字位置、凸面叩目が貞幹『古瓦譜』と違う。元文5(1740)年は貞幹8歳で、[中之]成立の27年前となる。なお、2は古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 七 大學寮」と登録する。

『文所古瓦彙』に、叩目の不自然さがない別の平瓦片に同印を押した拓影(図21-1)がある。『文所古瓦彙』収録瓦はすべて貞幹『古瓦譜』と異なるので、貞幹とは別人が作成した瓦拓本集である。元文五年の紀年が正しければ、貞幹『古瓦譜』に先行する別の「大學」瓦を参考に捏造した可能性もある。一方、『文所古瓦彙』の凹字「大學」瓦も捏造品なら、貞幹以前に文字瓦捏造の先達があった可能性も考える必要がある。

ただし、『文所古瓦彙』に収録された「平安古宮城」豊楽院および朱雀門の唐草文軒平瓦は、緑色顔料で採拓する。貞幹『古瓦譜』における緑色顔料による採拓が「中之」には認められず、安永五(一七七六)年

以後の工夫とすれば、それを遡る三六年前に、碧料瓦を認識し、それを拓影で示した『文所古瓦彙』は卓越した存在となる。同書に収録された「平安古宮城」瓦には大極殿・豊楽院・八省院・大学寮・乾臨閣・朱雀門・羅城門があり、貞幹『古瓦譜』の平安古宮城瓦と建物施設名が重なる。このネーミングが『大内裏図考証』以前に可能かという問題を含め、『文所古瓦彙』の成立年代は保留しておきたい。

図1-15「木工寮」 木工寮は宮内省に属する木工・建築および採材担当官司。当初の職掌は木材加工に限定されていたようだが、造宮職等の廃止にともない造瓦なども含めて広く造営・營繕事業を担当するよう

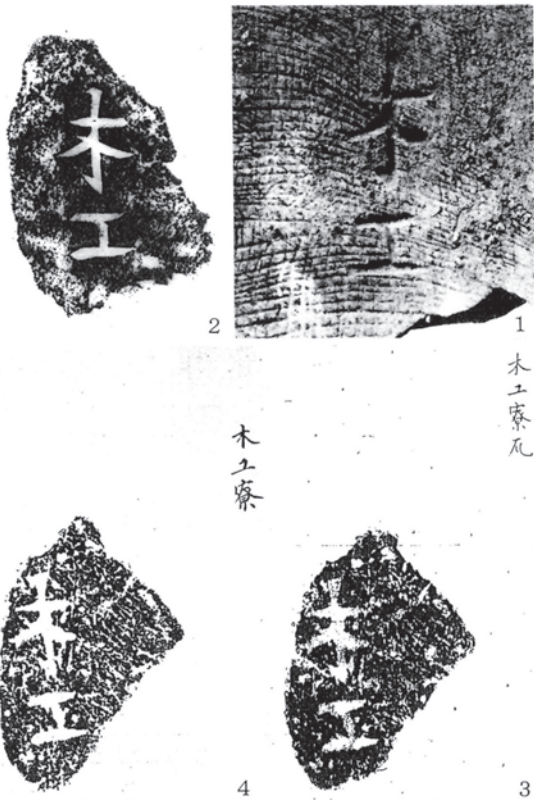


図22 正四字「木工」瓦

- 1 栗栖野瓦窯跡出土四字「木工」瓦 [西田・梅原 1934]
 2 [中之] 3 [国会] 4 [天二]

四字「木工」瓦は本物(1)が確認できる。凸面繩叩目の平瓦凹面に刻印する例が多い。[中之]の古瓦譜目録において「古宮城 第三 平安古宮城 十一 木工寮」と登録した2は、他の貞幹『古瓦譜』と破片形態が異なり、文字を整えたことが見て取れるが、「無佛齊古瓦譜」収録品(図1-15)をはじめ、多くの貞幹『古瓦譜』(3・4)には作為の痕跡はほとんど見えない。

しかし、「中之」の目次(古瓦譜目録)は同一破片の「粟」字を、穀倉院旧地所出と登録する。『大内裏図考証』第二九卷は穀倉院を朱雀門の西南、二条南の方二町、すなわち平安宮外にある民部省廩院とはまったく別の施設と記載する。二八本中一九本で

の類品を「粟」字に改竄し、「廩院」を供給先とする瓦と考えた(図25-4・5)。民部省廩院に粟を収蔵したとは考えられないので、「粟」字を「粟」字に改竄して民部省「廩院」を意味するという説明はこじつけもはなはだしい。

になった。宮外官衙で、二条大路南、押小路北、猪熊東、堀川西すなわち左京三条二坊八坪を占めた「『大内裏図考証』第二六卷」。建物施設に関わる史料に遭遇していない。凹字「木工」瓦は、京都市左京区の栗栖野瓦窯の製品で、布目の状況から九世紀後半〜一〇世紀の製品と判断できる(図22-1)。栗栖野瓦屋は『延喜式』卷三四に木工寮所管の瓦屋名として掲載され、次々項で述べる「粟」字とともに、「木工」字が所管官庁や瓦屋名であることを明確に示す。

図1-16「主計寮」 主計寮は民部省に属し、税收(とくに調)を把握し監査した。民部省は朝堂院の東、太政官の南にあり、東西五六丈、南北三四丈で、主計省はその東南部を占めた(図24)。建物施設に関わる史料は提示されていない。「『大内裏図考証』第二五卷」。凸字「主計寮」は平行叩目平瓦(敷中は「繩叩痕瓦片」とする)凸面にあ

り、瓦片の違いから二重採拓法による捏造品とわかる(図23)。図1-16は拓影の状況が悪く「主計寮」と読めないが、他の貞幹『古瓦譜』では同じ破片ではつきり読めるものがある。敷中は二八本中二二本で確認し、「22「尊」」〜26「京二」には文字が認められないが27「東二」で復活する」と述べている。しかし、敷中が図示した22・24は不分明となった文字がかすかに見え、27は別の文字型を使用したように見える「敷中二〇一八〜73頁」。「無佛齊古瓦譜」の文字型も27に似ている。

図1-17「廩院」 廩院は民部省が管理する庸米や年料春米を収蔵。民部省庁舎の東、神祇官の西、宮内省の南で方四〇丈を占めた。倉庫の棟数や施設の構造などは明らかではない。「『大内裏図考証』第二五卷」。左京区岩倉幡枝町の栗栖野瓦窯跡で出土する各種の「粟」字瓦(図25-1〜3)が瓦屋名を示すことは木村捷三郎が指摘したが「木村一九三〇」、貞幹『古瓦譜』は平安宮出土

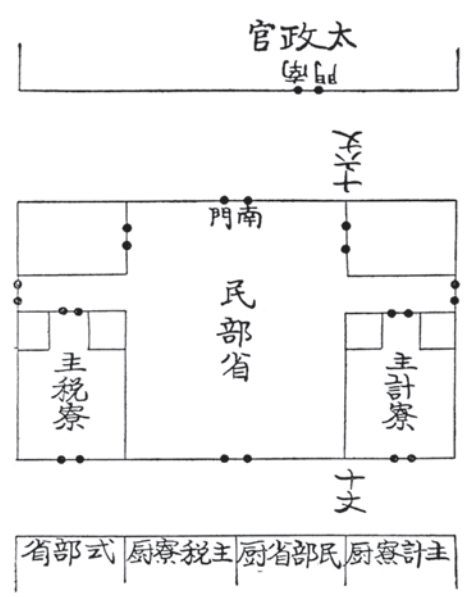


図23 貞幹『古瓦譜』にみる「主計寮」瓦

1[中之] 2[国会] 3[宮城]

古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 十 主計寮」と登録された1は、破片形態が他の貞幹『古瓦譜』と異なるが、「寮」字下部を欠失した文字の形状は共通し、二重採拓法による捏造品と判断できる。「無佛齊古瓦譜」収録品(図1-16)も破片形態は2・3と同じだが、「主」字が小さいなど、文字型を彫り直した形跡がある。本図1~3の文字型は同じだが、ベースとなる平瓦印目との重複具合で文字の見え方が異なる。二重採拓の特徴である。『好古日録』の「主計寮」字(図3十四丁後頁右上)は2に近似する。

「栗(粟)」字を確認した藪中によれば、同一破片を穀倉院旧地所出土するのは「中之」だけで「藪中二〇一八」、『好古日録』に至るまで「廩院廢址瓦」という見解を堅持する(図3十四丁後頁右下)。貞幹自身が採集した瓦ならば、穀倉院に関する理解を深め、採集地点を穀倉院と呼ぶ



據諸圖、所考定、民部省、及主計、主税、二寮占地圖

図24 民部省・主計寮図[『大内裏図考証』第25卷]

諸図を根拠にした校訂図だが、「南門」は「北門」とすべきだろう。ただし、治暦4(1068)年の後三条天皇即位式や元暦元(1184)年の後鳥羽天皇即位式は、未造の大極殿ではなく太政官庁で実施。前者では南門を民部省北垣に移造して民部省庁屋を朝集殿に擬し、後者では新造の太政官五間南門を民部省北築地に建てるなどの工夫をこらした。本図もその影響で北門を南門と誤記したか。

のがふさわしくないと判断したのであろう。

図1-18「中務省」 中務省は天皇を補佐し、詔勅の宣下や叙位など、朝廷に関わる職務担当官。太政官北、陰陽寮西、八省院(朝堂院)東にあったが、建物施設に関わる史料は提示されていない[『大内裏図考証』第二三卷]。「無佛齊古瓦譜」で「中務省」と傍印字した拓影(図1-18)と同一破片は、藪中によれば「中之」以下七本の貞幹『古瓦譜』で確認され、藪中は「日」と読解し、出土品に類例があるとする「藪中二〇一八」。しかし、文字瓦を掲載するとき、貞幹『古瓦譜』は文字をほぼ正位置に配するので、貞幹がこれを「中」と読んだことは間違いない。「無佛齊古瓦譜」掲載の拓影は状態が悪いが、「中之」(図26-1)は「中」字も布目も鮮明で、布目は文字の上にもおよぶ。刻印瓦では文字の高い部分は押圧力が少なく、布目が残ること多い。「中之」が中務省旧地所出土と明記するので、出土例はまだ確認していないが本物の刻印瓦と考え



図26 凸字「中」瓦と「中」字軒平瓦

1[中之] 2「中」字軒平瓦[吉本・他1972]

1は古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 四 中務省舊地所出」と登録され、ほか6本の貞幹『古瓦譜』に同一個体が「中務省」瓦として掲載される[藪中2018]。「無佛齊古瓦譜」(図1-15)も同一個体だが、布目が不鮮明である。1は文字の高い部分に布目が残り、本物の刻印瓦の拓本と考えられる。藪中はこれを「日」字と読むが、貞幹『古瓦譜』は瓦片の上下左右に関係なく、文字が正位となるようにレイアウトするので、少なくとも、貞幹がこれを「中」と読んで中務省を意味すると考えたことは確実である。中心飾に「中」字を配した軒平瓦は京都市西賀茂鎮守庵瓦窯跡(8世紀末~9世紀前半)で出土し(2)、考察で中務省を指すと述べている[吉本・他1971]。貞幹『古瓦譜』の凸字「中」も同年代の所産と限らないが、貞幹の「中」字=中務省説は昭和にも通用していたことになる。近年、網伸也は「造瓦に関わる官司」名として「中衛府」を指すと考えた[網2011]。

図1-20・21「又」 「無佛齊古瓦譜」の現構成にしたがえば、図1-20・21も民部省の瓦となるが、赤茶色顔料で採拓した20と同一個体は貞幹『古瓦譜』二八本中の二一本において「平城宮址紫褐料瓦(平城宮紫褐料瓦A)」として登録され、21と同一個体の拓影は「尚古」をはじめとする八本に「平城宮廢址瓦(平城宮A)」として登録されている「藪中二〇一八」。本書

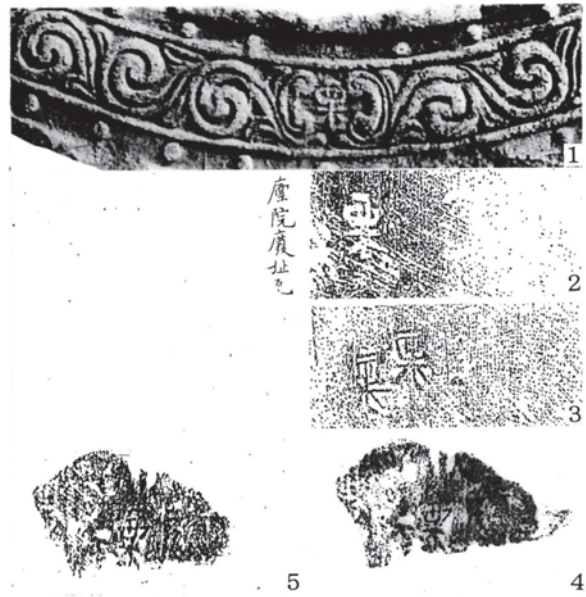


図25 「栗」字瓦と貞幹『古瓦譜』凸字「栗」瓦

1 栗栖野瓦窯跡出土「栗」字軒平瓦[西田・梅原1934]
2 同出土凹字「栗」瓦[京都市埋文研1996]
3 同出土凸字「栗」瓦[同上] 4 [中之] 5[国会]

「栗」字瓦は9世紀後半~10世紀の栗栖野瓦窯産瓦に普遍的だが(1~3)、貞幹は[中之]古瓦譜目録で「古宮城 第三 平安古宮城 十五 穀倉院舊地所出」と登録し(4)、以後の貞幹『古瓦譜』18本は、同一破片を民部省所管の倉庫(廩院)所用瓦とした(5)。ただし、貞幹『古瓦譜』の多くは、「木」を「米」すなわち「栗」を「栗」に改竄した拓影を掲載する。「無佛齊古瓦譜」(図1-17)は、同一破片で「栗」字をそのまま掲載した数少ない例である。

てよい。
図1-19「民部省」 民部省は財政・租税一般を扱う部署。諸国の戸口・田畑・山川・道路・租税を掌握し、戸籍も担当した。朝堂院の東、太政官の南にあり、東西五六丈、南北三四丈を占め、東南隅に主計寮、西南隅に主税寮があった(図24)。建物施設に関わる史料は提示されていない『大内裏図考証』第二五巻。「無佛齊古瓦譜」で「民部省」と傍印字した拓影(図1-19)と同一破片は、貞幹『古瓦譜』二三本において確認できるといふ「藪中二〇一八」。しかし、「民」字の第三画のハネが第五画と一体化する点や第五画のハネがない点、「部」字のおおざとの形状など、図28-1~3とは字体が異なる。文字型を彫り直した可能性が高い。

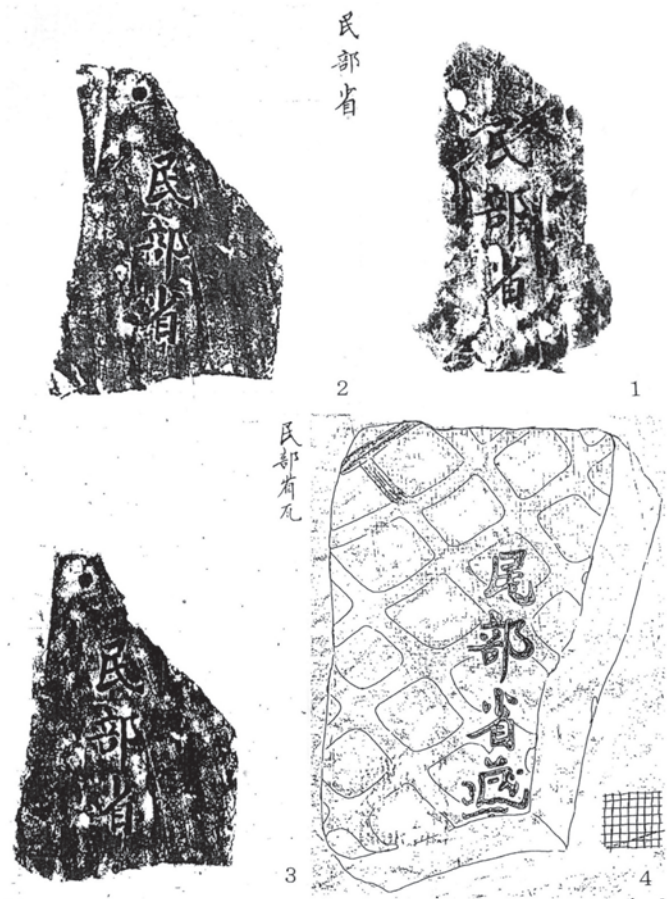


図27 正凸字「民部省」瓦

- 1[中之] 2[天二] 3[国会]
- 4 京大本『古瓦図』所掲「民部省□」瓦

古瓦譜目録が「古宮城 第三 平安古宮城 五 民部省」と登録する1は、2・3と同じ文字型だが破片形態が異なる。二重採拓法による捏造瓦である。1の「民」字右上に斜格子の交差部が現れ、もとは北部九州産の叩板文字瓦を念頭に置いて捏造されたい。『古瓦図』所掲の臨写「民部省□」瓦(4)は凹面布目、凸面斜格子に文字を配するが、格子と文字の位置関係が1とは異なる。ただし、4の元になる拓影は未確認である。1も4も斜格子の凹凸にまたがって文字が現れるのは、北部九州産文字瓦の技術が十分理解できていない証拠である。2・3には斜格子叩の痕跡はなく、同じ凸字「民部省」瓦は28本中23本の貞幹『古瓦譜』で確認できる[藪中2018]。「無佛齋古瓦譜」(図1-19)は24例目だが、2・3より字体が崩れ、文字型を彫り直した可能性がある。

四 「無佛齋古瓦譜」の特徴と意義

は和綴本として正式な形で製本されていないので、本来は図1-20・21以前に別の平城宮瓦の拓影があり、それを受けて「又」と傍書したと考えられる。多くの貞幹『古瓦譜』は、平城宮瓦は平安宮瓦よりも前に収録するのが原則なので、もともと図1-20・21は別の平城宮瓦とともに本書冒頭近くに配置されていたと想定できる。つまり、「無佛齋古瓦譜」に乱丁・落丁があることは確実である。なお、図1-21は一一世紀(一二世紀前半の平安京およびその周辺で多数消費された丹波国篠簾跡群(京都府亀岡市)の三軒家瓦窯産の軒平瓦である(図28)。これが平城宮で出土することはあり得ないが、解説で混乱の経緯などを推測した。

以上、黒川古文化研究所所蔵の「無佛齋古瓦譜」に収録された二〇点の瓦拓影は、図1-12以外は他の貞幹『古瓦譜』で同一破片が確認できることを示した。つまり、本書が藤原貞幹が作成した『古瓦譜』の一つであることは間違いない。ただし、他の貞幹『古瓦譜』で「無佛齋古瓦譜」と題したものは未確認で、ペン字で付箋や表紙(図1-1・2)の題名を書いた人物が命名した可能性も捨てきれない。その場合でも、貞幹作ではない近世『古瓦譜』が沢山あり、「無佛齋之墓」が貞幹墓碑銘なので(口絵2)、書名として妥当な選択と思う。

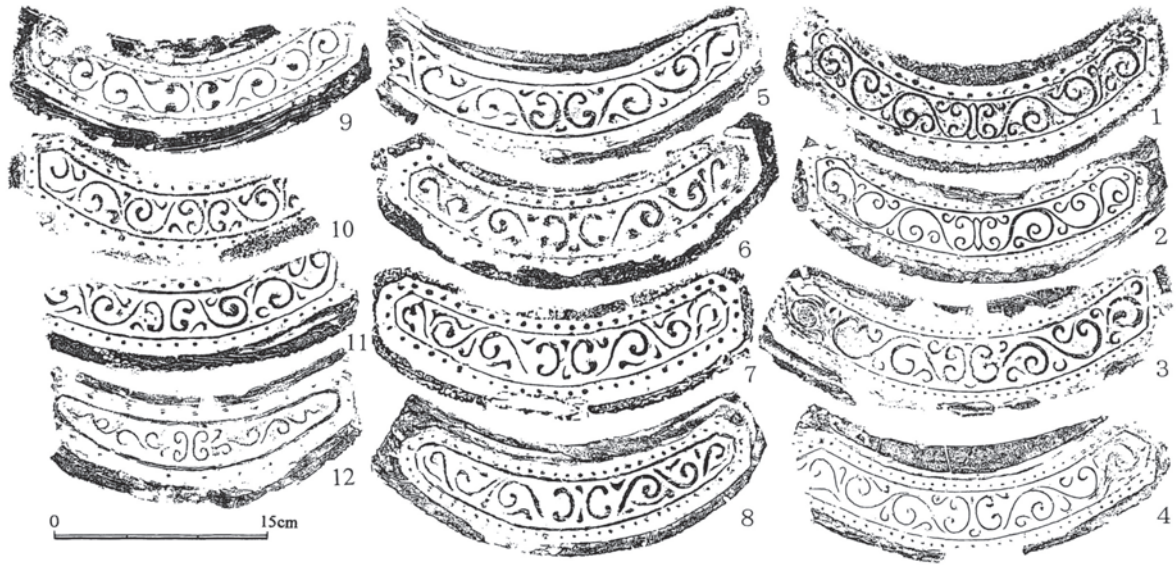


図28 丹波系C字背向中心飾唐草文軒平瓦の展開 [上原 2010]

1・2・4・10・11 亀岡市三軒家瓦窯 3・5 法成寺 6 平安宮朝堂院
7 尊勝寺阿弥陀堂 8 平安宮真言院 9 最勝寺推定地 12 出土地不詳

「無佛齊古瓦譜」図1-21は11世紀中葉～12世紀前半に京都府亀岡市の三軒家瓦窯で焼成され、平安宮・四門寺・法成寺・六勝寺などに供給されたC字背向形中心飾唐草文軒平瓦の文様系譜下の製品である。原型となる文様(1・2)は、C字背向の上下を◇で結んだ中心飾下位から、先が分枝した巻きの強い蕨手を左右に3転させ、反転部などの空白を小蕨手で埋める。外区と脇区は大粒の珠文がめぐり、両脇区の界線が外側に張り出して三角に曲がるのが特徴である。この文様は以下のように変遷する。①先が分枝した巻きの強い蕨手が分離し、反転した大蕨手の空白を小蕨手が埋める(3・4・5)。また、大蕨手の巻きが弱く直線的になる(6～8)。②小蕨手がコマ状あるいはブーメラン状になる(5～9)。③中心飾の上下を結ぶ◇も蕨手もしくはコマ状になり(3～10)、場合によっては消滅する(11・12)。④中心飾の下から派生する蕨手が、上から(10・11)あるいは中央から(12)派生する。前者は文様の天地が逆転したと解することもできる。⑤三角に張り出した両脇区の界線が曲線化する(12)。⑥大粒だった外区珠文(1)は2以下で細かい珠文を密に配するものが多くなる。初現的な1・2は藤原頼通が法成寺再建・造営を進めた11世紀中葉、末期的なものには12世紀前葉の年代が与えられる。図1-21と同範例は指摘できないが、C字背向中心飾の形から7などが近く、12世紀初頭前後のもので、平城宮所用瓦ではあり得ない。11・12世紀の丹波系軒瓦が正式の発掘調査により奈良県下で出土した例はないが、有名寺院出土瓦コレクションに丹波系軒瓦が混在した例は、骨董商の介在による出土地詐称の可能性がある。江戸末期に骨董商が介在する出土地詐称は考えにくい。石山寺尊賢僧正(1749～1829年)が寛政9～11年に蒐集した瓦拓本集『知足庵古瓦譜』では、17に近似する丹波系軒平瓦が「和州天香具山」採集品として登録されている[青山 2008]。同品は「山科来迎寺玉濤和尚」から「寛政十年七月十九日」に寄贈されたもので、同人から同日に寄贈された「城州法勝寺」で採集した単弁十二葉蓮華文軒丸瓦と錯乱したらしい。『知足庵古瓦譜』が記録した瓦採集地点等は詳細かつ厳密であるが、親しい間での採集品交換は江戸時代によくあり、そこでの聞き違いや記録違いで混乱が起きたこともあったようだ。貞幹『古瓦譜』で12世紀の丹波系軒平瓦を「平城宮廢址」と誤解した経緯も同様かもしれない。

ただし、図1解説で述べたように、製本痕跡から本格的和綴本ではなかったと考えられるので、もともと仮製本で書名がついた表紙がなかった可能性もある。くわえて、図1-20・21の「又」は、他の貞幹『古瓦譜』では平城宮瓦の一つとして掲載されている。貞幹『古瓦譜』では平城宮瓦は平安宮瓦より前に掲載するので、「無佛齊古瓦譜」に乱丁・落丁があることも確実である。しかし、本書には、他の貞幹『古瓦譜』にはない体裁上の特徴がある。太線と細線の二重の青枠で囲った版面に拓影を収録していることと、傍書を印押捺していることである。同じ特徴をもつ貞幹『古瓦譜』『仏刹古瓦譜』はまだ見たことがない。また、藪中の貞幹『古瓦譜』解説「藪中

二〇一六・二〇一八」でも類例は紹介されていない。図1のように袋綴じにした本来の和紙の姿に配置すると右頁(図1では偶数頁)と左頁(奇数頁)の枠形態にわずかな違いがあり、その違いはすべての本来の和紙で共通する。つまり、本来の和紙に対応する形で表裏頁の青枠を設けた版木で和紙を刷り、設定した版面内に合うように採拓し、出土地あるいは所用殿舎を傍印字したのである。

貞幹『古瓦譜』の製作法 通常、我々が拓本を採る時は、対象原品の大きさに合わせて画仙紙を切り、湿気を与えて画仙紙を対象に密着させ、タンポで墨を打つ(湿拓)。画仙紙を密着させて鮮明な拓本を得るには、この方式が有利である。拓影の大きさは対象によってまちまちで、これを合成して冊子本・卷子本・折本に仕上げる場合、版面に収まるよう拓本を裏打ちして貼付する。貞幹の影響を受け、各地の同好の士が製作した瓦拓本集には、この切紙貼付方式で製本した例が少なくない。文政一(一八二九)年、すなわち貞幹が没した翌年に製作された黒川古文化研究所蔵の好古堂「瓦譜」はその好例である。好古堂「瓦譜」の紹介は別の機会に譲る。

しかし、貞幹『古瓦譜』の大部分は、袋綴冊子に見合った二倍大の画仙紙や和紙に採拓し、二つ折りして袋綴にする。対象より大きな画仙紙は密着させにくく、採拓時に浮いて鮮明な拓本にならないことがある。また、二つ折り袋綴にすると、一頁分の紙面積は半分となる。文字瓦は半分の面積で間に合うが、大きな軒瓦や平瓦には表裏頁にまたがる拓本もある。しかし、短い時間で冊子の体裁を整えるには、切紙貼付方式よりも二倍大紙方式のほうがすぐれている。

貞幹の影響を受けて、宝静誉淳(一七六五―一八四四年)が作成した法金剛院『古瓦譜』は「古瓦彙所持一文政十亥年春ヨリ始」「古瓦彙

他所蔵」(文政十年夏六月)「古瓦彙所持二文政十亥年分」「古瓦彙所持三文政十亥□分」「古瓦譜所持之分□文政十一亥子」「古瓦譜他家蔵文政十二丑蔵二月ヨリ」「古瓦譜壹」(文政十三年寅九月)「古瓦集五所持分文政寅年并天保元年二卯年同三年辰年」の八帖からなり、貞幹没年から天保三(一八三二)年にかけて作成された「山本一九八〇」。収録した拓本はおもに「所持分」「他家蔵(他所蔵)」に大別され、当初は「所持分」を中心に二倍大紙方式で編集していたが、他家蔵分には切紙貼付方式を採用した例が多くなる。他家蔵分には交換・入手した拓影も含むが、自身で採拓したものが主体となる。しかし、「古瓦集^五」に付加した「平安古宮城廢址瓦 十三品」は貞幹『古瓦譜』から截断した文字瓦拓影を貼付する。

宝静誉淳は唐招提寺七五代長老を務め、後に京都の壬生寺・法金剛院に移り、法金剛院で没したという。法金剛院『古瓦譜』に収録された六〇〇点を越える軒瓦の九割以上は平城京・平安京や唐招提寺・法金剛院などの大和・山城の身近で採集したもので、採集地に関する詳細情報を拓本に傍書したものが少なくない。その傍書によって、法金剛院『古瓦譜』は現在なお研究基本資料としての有効性を失っていない。さらに、宝静誉淳は遺跡や使用殿舎・堂塔に関する情報にも注意を向けており、彼独自の瓦年代観も構築しつつあった「上原一九九七」。法金剛院で採集した瓦を、天安寺所用瓦(平安時代前期瓦)と法金剛院所用瓦(一二世紀以降の瓦)に正しく区別したのはその好例である。しかし、これだけ熱心に蒐集しても、貞幹『古瓦譜』掲載の平安宮所用文字瓦は、採集はおろか採拓の機会さえなかったことを、法金剛院『古瓦譜』は明確に語っている。

以上、拓本で袋綴じ冊子本瓦図録を作るには、基本的に切紙貼付方式

と二倍大紙方式とが考えられるが、やはり、貞幹の影響を受け石山寺尊賢僧正（一七四九〜一八二九年）が寛政九〜十一年に蒐集した瓦の拓本集（石山寺『古瓦譜』）は、もっと手間のかかる方法で編集されている。「青山二〇〇八」。すなわち、縦二七・〇cm、横三一・八cmの横長の和紙五八枚（表紙を除く）を和綴じした同書は、左頁だけが拓本で、裏面は白紙である。各頁の拓本の上には「頭瓦」「檐磚瓦」「五輪塔形水輪中有梵文磚瓦」などの呼称を記し、右上におもに「和州天香具山」「石山寺」「法勝寺小塔院」などの採集地・出土地を記す。さらに左下に「山科来迎寺玉湍和尚 寛政十年七月十九日」「寛政十歳秋八月穿掘廢址得之以下数品同之」「寛政十歳次戊午冬十二月於京師得之」など入手年月日や入手経路を記す。

紙が大きいので、完形軒平瓦の瓦当面や完形平瓦の拓本も一頁に収まり、袋綴じ冊子のように一拓影が表裏にまたがることはない。しかし、青山の観察によれば、製本に際しては、和綴じした冊子を綴じ目から数cmのところまで本紙を切り取り、残った綴じ紙に各拓本の右端を貼り込むという手間をかけている。カラー印刷が不如意だった頃には、豪華書籍や美術雑誌において、別刷りしたカラー図版やコロタイプ図版（別丁）を同様の方式で挟み込んで製本することがあった（別丁挟み込み方式）。江戸時代の版本を実見する機会が少ないので、多色刷り図を別丁挟み込み方式にする例があるのか知らないが、石山寺『古瓦譜』の編集方法も、別丁挟み込み方式の変異型と理解しておきたい。

「無佛齊古瓦譜」の特徴と意義・年代 以上、近世の日本では、拓本で冊子本形式の瓦図録を製作する場合、切紙貼付方式、二倍大紙方式、別丁挟み込み方式の三つの例が確認できる。別丁挟み込み方式は特殊で、本稿では議論の対象外とする。切紙貼付方式は卷子本・折本・冊子

本を作る場合にもっとも普遍的な方法と思われるが、貞幹『古瓦譜』が絶対多数を占めるため、二倍大紙方式の袋綴じ冊子本が近世の古瓦拓本集の主流である。

「無佛齊古瓦譜」も二倍大紙方式の袋綴じ冊子本である。しかし、収録拓影を太線と細線の二重の青枠で囲っている点と、印字で傍書している点が、他の貞幹『古瓦譜』には見られない。この特徴は冊子としての体裁を整え、『古瓦譜』を普及させる手段と思われる。挿図を枠で囲むのは名所図会などに普遍的な体裁で、出版物として整っている。傍書を印押捺するのも、スタイル統一を意図したと考えられる。それでも一点ごとに拓本を採る板本にはない手間は付いてまわる。

「無佛齊古瓦譜」と同様、システマティックな製作意図が察知できるのが、明和四（一七六七）年の序文をもつ大阪府立中之島図書館本『古瓦譜』（中之）である。この最古の年紀をもつ貞幹『古瓦譜』には、自序だけでなく伊藤善詔（一七三〇〜一八〇四年）の序文がつく。伊藤善詔は東所と号し、伊藤東涯の孫に当たる。自序および善詔の序文はいずれも版木によるもので、安永五（一七七六）年の年紀をもつ多くの貞幹『古瓦譜』の自序が手書であるのと異なる。本体は一点ごとに採拓しても、版木で序文を起こしたのは、同じものを複数作る計画だったと思われる。しかし、「中之」と同体裁の貞幹『古瓦譜』は見つかっていない。収録拓影がほぼ共通する安永本と比べ、「中之」には他の貞幹『古瓦譜』にない拓影が散見する。何か気に入らない点があり、量産化に踏み切れなかったのかもしれない。

版木で青枠を作り、傍印字した「無佛齊古瓦譜」も、「中之」と同様、同体裁の『古瓦譜』を複数作る計画だったと思われる。貞幹『古瓦譜』を網羅的に検討した数中は、「採拓が不慣れなこと、筆で強調した文字、

文字の位置が異なる拓影、同じ文字が異なる瓦片に認められること、墨の濃淡が異なる拓影もある」と述べて、「中之」が「安永本よりも古いことが納得できる」と考えた。「無佛齊古瓦譜」も採拓技術が劣るので、実見した当初は「中之」のような古い貞幹『古瓦譜』の可能性も考えた。しかし、慣れ不慣れ以外に、拓本の良否は紙や墨にも左右され、沢山採拓すると原品が痛んで拓影が朦朧となる。また、経験的に言えば、寄る年波で技術は衰えることもあるので、藪中の説明法を採用するのが妥当か否か異論の余地がある。

藪中は実査した貞幹『古瓦譜』二七本と臨書本六本、実査していないが記録された貞幹『古瓦譜』八本を分類して、製作年代をⅠ～Ⅶの七期にわけた。年代分類の是非は私には判断できず、本稿では藪中がⅠ期とした「中之」を貞幹古瓦集成の端緒とし、『好古日録』『好古小録』の記述を貞幹最晩年の見解として引用するに留めた。ただし、実見していないが、藪中がⅦ期とした「東二」（東京国立博物館蔵本。貞幹没直後の寛政六（一七九四）年冬に康民が貞幹自筆本を改装したもので、貞幹『古瓦譜』の中でも収録拓影数が最多。清野謙次分類「古瓦譜第六種本」で、「是等後期の拓本には真物としか考えられない文字瓦が多くて、疑わしい文字瓦は漸次減少している。貞幹晩年における材料蒐集の進歩上、喜ぶ可く祝す可くである」と高く評価されている「清野一九四四」は、貞幹晩年の基準資料となるかもしれない。

しかし、同書の収録拓影は切紙貼付方式で再構成されているとの由なので、すべて同時代に採拓したものは断言できず、収録量から推定して新旧拓影が交雑している可能性が高い。その点、青梓・印字という他にはない明確な編集方針のもとで、二倍大紙方式で採拓した「無佛齊古瓦譜」が限定された時期の所産であることは確実なので、その製作年代

を特定することは重要である。

「無佛齊古瓦譜」の製作年代に関しては、青梓・印字という量産準備をしたにもかかわらず、仮製本で和綴本の体裁を採らず、他に類品もない。二重採拓法による「典葉寮」（図1-6）や「神祇官」（図1-13）、「主計寮」（図1-16）、「民部省」（図1-19）の文字型は彫り直した形跡があり、一体の彫刻品と思われる「太政官」（図1-3）や「鴻臚□」（図1-5）も、破片形態は同じでも文字自体が朦朧となって、彫り直したり墨入れした形跡がある。採拓技術は劣っているが、貞幹『古瓦譜』のなかでは最末期のもので、青梓・印字という体裁を整えて量産化に備えたが果たせなかったのだと推測したい。ただし、「無佛齊古瓦譜」が最末期の貞幹『古瓦譜』なら、収録文字瓦の大半は捏造品なので、上に引用した清野謙次の評価は妥当性を欠くことになる。

貞幹の古瓦研究が目指したもの　貞幹は古瓦が歴史像（古製）を知る資料であることを強調したが、現在の貞幹『古瓦譜』研究は文字瓦捏造に関心が集中し、貞幹が求めた「古製」が何かという肝心の議論はおろそかになっている。泉下で、貞幹はさぞ嘆いていることだろう。本稿では「無佛齊古瓦譜」を他の貞幹『古瓦譜』と比較検討するとともに、貞幹が関与した『大内裏図考証』のなかに瓦を根拠とする議論を搜索した。とくに捏造文字瓦が多いなかで、実物が確認できる凸字「警固」瓦に関し、明和四（一七六七）年の「中之」が「所用今不可知」としたのに、後の貞幹『古瓦譜』や『好古日録』は「警固所」あるいは「大宿直廢址瓦」と傍書する。貞幹がたどり着いた一つの結論である。大宿直とは大内裏を守護する人の詰所で、『大内裏図考証』「大宿直」項の割注に、大宰府の警固所に該当すると提言したのは貞幹だろう。凸字「警固」瓦が北部九州産であることを知らなかった貞幹が、平安宮の建物施設のなかに妥

当な使用施設を探した結果である。しかし、現在明らかになった凸字「警固」瓦等の生産体制や需給関係を、説明する確答もまだ得られていない。すなわち一〇世紀後半を中心に、北部九州産瓦が平安宮や西寺などにまとまって供給された歴史的背景は依然として謎のままである。貞幹の仮説は誤っていても、貞幹が注目し提起した問題は未解決なのである。

なお、「警固」瓦と同様に、「中之」時点で「所用不可知」とした「左坊」「右坊」瓦も、後の貞幹『古瓦譜』では「左京築塙」「右京築塙」瓦と評価を新たにし、『好古日録』もその見解を維持する。しかし、『大内裏図考証』第一之上巻（都城左京）・下巻（都城右京）には、これらの文字瓦の紹介や見解・評価は認められない。貞幹が提起した仮説は、必ずしも研究仲間からも全面的に支持されたわけではないのだ。

また、宮殿所用瓦のなかに碧料瓦、黒料瓦、紫褐料瓦、白料瓦などの「屋瓦料」の存在を指摘したのは、宮殿建築における屋根の色が建物の格や荘厳に関わるという思いを貞幹が抱いていた可能性を示す。緑釉瓦（碧料瓦）を葺いた平安宮大極殿の再現を目指した平安神宮本殿は、明治の建築史家の手になるが、こうした貞幹等の近世文人の思いを継承したものだ。宮殿の屋根景観に関わる貞幹の関心が先駆的だったことは、ごく最近になって、平城宮第一次大極殿再現に黒瓦を採用した事実に端的に示されている。

少なくとも、古瓦研究を「古製」を知る手段と考え、碧料瓦・黒料瓦概念を創出した貞幹の思いは、事実認識次元では問題があるとしても、『大内裏図考証』や再現された宮殿建築で具体化されたと考えられる。一方、白料瓦については晩年の『好古日録』の「屋瓦料」から省かれていたので、概念を撤回した可能性もあるが、紫褐料瓦に関しては「無佛齊古瓦譜」に至るまで赤色顔料で採拓し続けている。私見では、宮殿所

用瓦は不確定だが、寺院所用瓦には酸化炎焼成、鉄分の多い胎土利用、赤色顔料の塗布などで仕上げた赤瓦は確実に存在する。それに基づく屋根景観復元は今後の課題である。つまり、貞幹の屋瓦料概念は、現在なお追究すべき研究課題として我々の前にある。

本稿の主目的は黒川古文化研究所所蔵「無佛齊古瓦譜」を紹介し特徴を示すことにあり、『大内裏図考証』を参照して、貞幹が古瓦研究を通じて考えた「古製」にアプローチしたのは副産物である。主目的に関しては、収録された瓦拓影から貞幹『古瓦譜』のなかでも末期の作品である可能性が提示できた。黒川古文化研究所所蔵「無佛齊古瓦譜」という呼称は長すぎるので、今後、他の貞幹『古瓦譜』と比較・研究する場合は、藪中も未見の黒川真道所蔵本「黒川」と区別して「西宮黒川」と呼ぶことは許されるだろう。しかし、古瓦や考古学、古代史、建築史、金石文等の研究史のなかで、貞幹を正當に評価するには、史料批判を踏まえた上で、貞幹が求めた歴史像を具体的に明らかにすることが重要であり、本稿はその端緒を示したにすぎない。その史料批判の対象には、当然、貞幹の捏造行為も含まれる。

捏造瓦のモデル 貞幹は平安京出土の文字瓦が瓦の供給先を意味すると考え、自説を補強する目的で拓影を捏造した。モデルになるのは採集した本物の文字瓦である。「無佛齊古瓦譜」では手が加わっているが、正凸字「警固」「左坊」「栗」「中」（図1-4・8・17・18）、正凹字「右坊」「木工」（図1-9・15）が該当する。いずれも最初期の貞幹『古瓦譜』「中之」にも収録されている。「警固」は北部九州産で、丸・平瓦凸面に文字を刻んだ叩板で刻字。平瓦は桶巻作りである。残りは平安京周辺瓦窯（中央官衙系瓦屋）の製品で、一枚作り平瓦の凹面に刻印した例が多い。凸面は縦縄印なので刻印場所に適さない。平瓦凹面や丸瓦凸面に篋

書きした本物の文字瓦は、生産地を問わず普遍的に存在するが、貞幹『古瓦譜』に収録されたものは少ない。

このなかで貞幹が拓影捏造のモデルとして好んだのが、「警固」に代表される北部九州産丸・平瓦、すなわち文字を刻んだ叩板で刻字した文字瓦である。文字は叩目のある凸面に配する。平安宮の諸殿舎所用瓦としてふさわしくない北部九州産瓦と知っていたら、貞幹はモデルにしなかったかもしれない。これをモデルとした場合、ベースとなる瓦片と文字型を二回にわけて採拓した二重採拓法による捏造瓦もあるが（「春興」「民部省」、一体の彫刻品で捏造した例が顕著である。「無佛齊古瓦譜」においては「太政官」（図1-3）、「鴻臚館」（図1-5）が該当する。一方、「粟」など一枚作り平瓦の凹面に刻印した文字瓦をモデルとした場合、彫刻で布目を表現するのは難しい。平瓦凹面に凸正字「左京」を押捺した例（図1-10）は一体の彫刻品と思われるが、「中之」でも布目表現が曖昧である（図14）。布目を明確に採拓するには、ベースに本物の平瓦片を使った二重採拓法が適している。「無佛齊古瓦譜」では「典藥寮」（図1-6）、「神祇官」（図1-13）が該当する。平瓦凹面に凸字を刻印すると、文字の高い部分は押圧が弱く、布目が残ることが多い（図26-1）。「典藥寮」や「神祇官」瓦は文字がくつきり浮き出ているのに、上面に布目はなく捏造品と判断しやしい。「無佛齊古瓦譜」で推測できた文字型の彫り直しはそれを裏づける。

いづれにしても、実物で捏造品を見分けるのは容易でも、拓影から原品が捏造か否か判断するのはかなり難しい。基本的には異本を比較検討する私や藪中の方法「上原一九九四a、藪中二〇一八」を駆使するほかない。そうした作業を抜きに、捏造か否かを議論するのは単なる怠け者の所業である。「無佛齊古瓦譜」は、他の貞幹『古瓦譜』と同一破片の

拓影であるにもかかわらず、原品の摩耗や文字の彫り直して、製作年代とともに捏造を裏づけられる重要資料である。

参考文献

- 青山 均 二〇〇八年「〈資料紹介〉石山寺知足庵コレクション（古瓦・古瓦譜）について」『大津市歴史博物館研究紀要』一五号
- 網 伸也 二〇一一年「造瓦体制の変革期としての仁明朝」『仁明朝史の研究——承和転換期とその周辺——』（角田文衛監修・財）古代学協会編集）思文閣出版
- 井内古文化研究室 一九九〇年『東播磨古代瓦聚成』
- 伊藤 潔 一九九九年「平安京右京三条一坊1」「同2」『平成九年度京都市埋蔵文化財調査概要』（財）京都市埋蔵文化財研究所
- 上原真人 一九九四年a「瓦の語るもの」『岩波講座 日本通史第三卷 古代2』岩波書店
- 上原真人 一九九四年b「前期の瓦」『平安京提要』角田文衛監修、角川書店
- 上原真人 一九九七年「瓦を読む」歴史発掘一一、講談社
- 上原真人 二〇〇〇年「文字瓦と考古学——藤原貞幹の転向——」『文字瓦と考古学』日本考古学協会第六六回総会研究発表資料（国士舘大学大会実行委員会）
- 上原真人 二〇一〇年「撰関・院政期の京都における丹波系軒瓦の動向」『佛教藝術』三〇八号、毎日新聞社
- 植山 茂 一九九九年「平安時代中期の官瓦窯について」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会
- 大谷高等学校法住寺殿跡遺跡調査会 一九八四年『大谷中・高等学校校内遺跡発掘

調査報告書

加藤良彦 二〇一四年『斜ヶ浦瓦窯跡2』福岡市埋蔵文化財調査報告書 第一二三三集、福岡市教育委員会

上角智希 二〇一〇年『元岡・桑原遺跡群17』福岡市埋蔵文化財調査報告書 第一一〇三集、福岡市教育委員会

岸本一郎 二〇〇二年『上之段遺跡(野村廃寺)発掘調査報告書』西脇市文化財調査報告書第一集

北村圭弘 二〇〇九年『近江大津宮周辺寺院の素弁蓮華紋軒丸瓦』『考古学と地域文化(一山典還暦記念論集)』

木津川市教育委員会 二〇一一年『史跡高麗寺跡II』史跡整備事業に伴う発掘調査報告―木津川市埋蔵文化財調査報告第一〇集

木村捷三郎 一九三〇年『山城幡枝発見の瓦窯址―延喜式に見えたる栗栖野瓦屋―』『史林』第一五巻第四号、史学研究会(後に『造瓦と考古学』―木村捷三郎先生頌寿記念論集―一九七六年収)

木村捷三郎 一九三八年『仁和寺円堂院私考』『史蹟と古美術』第二巻第一号、国史普及会(後に『造瓦と考古学』前掲、所収)

木村捷三郎 一九三九年『平安京における緑釉瓦の一考察』『考古学』第一〇巻第三号、東京考古学会(後に『造瓦と考古学』前掲、所収)

九州歴史資料館 二〇〇〇年『大宰府史跡出土軒瓦・叩打痕文字瓦型式一覧』

京都市 一九八三年『史料京都の歴史』第二巻考古、平凡社

京都市文化市民局 二〇二一年『史跡西寺跡発掘調査総括報告書』

京都市埋蔵文化財研究所 一九九六年『木村捷三郎収集瓦図録』

清野謙次 一九四四年『古瓦に関する研究史』『日本人種論變遷史』小山書店

國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所 二〇〇八年『近世の好古家たち―光

齋藤 忠 一九七六年『日本考古学史上における「好古日録」と「好古小録」』

『日本隨筆大系』第一期第22巻付録、吉川弘文館

滋賀県教育委員会 一九七五年『檀木原遺跡発掘調査報告書―南滋賀廃寺瓦窯―』

柴田 実 一九四〇年『大津京址(上)南滋賀の遺蹟とその遺物』滋賀県史蹟調査報告第九冊

鈴木久夫 一九八七年『平安京右京七条一坊の軒瓦について』『長岡京古瓦聚成』向日市埋蔵文化財調査報告書第二〇集、向日市教委

鈴木久夫 一九九四年『鴻臚館(一二〇〇平安京三)―リーフレット京都No.六七、(財)京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館

菅波正人 二〇一八年『史跡鴻臚館跡―鴻臚館跡二四(総括概要編)』福岡市埋蔵文化財調査報告第一三五七集、福岡市教育委員会

菅波正人 二〇一九年『史跡鴻臚館跡―鴻臚館跡二五(総括編)』福岡市埋蔵文化財調査報告第一三五七集、福岡市教育委員会

菅波正人 二〇〇四年『大極殿院の屋根の色』『奈良文化財研究所紀要』二〇〇四、奈良文化財研究所

菅波正人 一九一五年『古瓦に現れたる文字』『考古学雑誌』第五巻第一二号、考古學會

詫間直樹 二〇〇四年『裏松固禪の著作活動について―『大内裏図考証』の編纂過程を中心として―』『書陵部紀要』第五五号、宮内庁

竹居明夫 一九八三年『藤原貞幹の古代研究』『歴史と人物』昭和五八年四月号、中央公論社(後に森浩一編『考古学の先覚者たち』一九八五年収録、一九八八年に中公文庫となる)

角田文衛監修 一九九四年『平安京提要』角川書店

寺島孝一 一九七九年『平安京出土の北九州系文字瓦について』『日本古代学論集(古代学協會創立二五周年・平安博物館開設一〇周年記念)』

古代學協會

奈良県立橿原考古学研究所 一九九〇年『松林苑跡Ⅰ』奈良県史跡名勝天然記念物

調査報告第六四冊、奈良県教育委員会

奈良国立文化財研究所 一九七七年『奈良国立文化財研究所基準資料V（瓦編5）』

奈良市教育委員会 一九八四年『平城京左京二条二坊十二坪（奈良市水道局庁舎建

設地発掘調査概要報告）』

奈良文化財研究所 二〇〇九年『平城宮第一次大極殿の復原に関する研究4 瓦・

屋根』学報第八〇冊

奈良文化財研究所 二〇一四年『重圀文系軒瓦の展開』『古代瓦研究VI』古代瓦研究

会シンポジウム記録

西田直二郎・梅原末治 一九三四年『栗栖野瓦窯址調査報告』『京都府史蹟名勝天然

記念物調査報告』第一五冊、京都府

西村俊範・菅井敏美 一九八七年『黒川古文化研究所 収藏品目録 第一三（日本

古瓦―付・朝鮮古瓦・埴）（財）黒川古文化研究所

林 博通 一九八九年『南滋賀廃寺』『近江の古代寺院』（同刊行会）

肥後和男 一九二九年『大津京址の研究』滋賀県史蹟調査報告第二冊

肥後和男 一九三二年『大津京址の研究（補遺）』滋賀県史蹟調査報告第四冊

平尾政幸・山口真・上村和直 二〇〇二年『平安京右京三条一坊（右京職）跡』京都

市埋蔵文化財研究所発掘調査概報二〇〇一―一三

福永信雄 一九七五年『大阪府立図書館蔵の『古瓦譜』について』『調査会ニュー

スNO.1』東大阪市遺跡保護調査会

松原弘宣 一九七八年『修理職についての一研究』『ヒストリア』第七八号、

大阪歴史学会

向日市教育委員会 一九八七年『長岡京古瓦聚成』向日市埋蔵文化財調査報告書第

二〇集

森 郁夫

一九八〇年『奈良時代の文字瓦』『研究論集VI』奈良国立文化財学

報第三八冊

二〇一六年『藤原貞幹』古瓦譜』『仏刹古瓦譜』（臨山閣文庫尚古齋本）

の検討（上）』『帝塚山大学考古学研究所研究報告XVIII』帝塚山大

学考古学研究所

二〇一八年『藤原貞幹』古瓦譜』『仏刹古瓦譜』（臨山閣文庫尚古齋本）

の検討（下）』『帝塚山大学考古学研究所研究報告XX』帝塚山大

学考古学研究所

二〇〇二年『平城宮・京の文字瓦から見た瓦生産』『文化財論叢III』

山崎信二

奈良文化財研究所創立五〇周年記念論文集、学報第九二冊

山本忠尚

一九八〇年『法金剛院』古瓦譜』の調査』『奈良国立文化財研究所

年報一九八〇』奈良国立文化財研究所

一九三一年『藤原貞幹に就いて』『国語説鈴』立命館出版部（元は

吉澤義則

一九二二年『藝文』に連載）

吉本堯俊ほか

一九七二年『西賀茂鎮守庵瓦窯跡発掘調査報告』『京都市埋蔵文化

財年次報告一九七二』京都市文化財保護課

李全庵・劉建業

一九八七年『中国古建筑琉璃技術』中国建築工業出版社

李全庵・劉建業

吉本堯俊ほか